高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業（PPA）仕様書

1　事業名

高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業（PPA）

2　事業の目的

三重県企業庁（以下「企業庁」という。）の水道用水供給事業及び工業用水道事業においては、令和 6（2024）年 6 月に「三重県企業庁地球温暖化対策推進計画」を策定し、両事業における温室効果ガス排出量を 2030 年度において 2013 年度比で 47%削減する目標を定めている。

本事業は PPA（Power Purchase Agreement：電力購入契約）方式により中勢水道事務所が管理する高野浄水場及び大里浄水場（以下「本施設」という。）に太陽光発電設備（以下「発電設備」という。）を導入することで、温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

3　実施場所

高野浄水場（三重県津市一志町高野１９９６）
大里浄水場（三重県津市大里山室町１７５１）

4　事業内容

（1）事業概要

ア．本事業は、候補地へ発電設備を整備し、維持管理、撤去を行う事業である。
イ．発電設備を整備する候補地の選択、設備容量は本事業を実施する者（以下「事業者」という。）の提案によるものとする。
ウ．本事業は、国の補助事業（以下「補助金」という。）を利用する。ただし申請時に適用できる補助金が無い場合はこの限りではない。
エ. 補助金の適用に蓄電池設備が必要な場合に限り、蓄電池設備の設置を可とする。また、蓄電池設備の容量は事業者の提案によるものとする。（以降「発電設備」に蓄電池設備を含むものとする。）
オ．事業者は、発電設備の導入にあたって本施設の現地調査、構造調査及び発電設備の容量検討を行うこと。
カ．事業者は、発電設備の設計、施工、施工管理の業務及びこれらに関連する業務を行うこと。
キ．事業者は、施工完了後に発電設備で発電した電力を本施設に供給すること。
ク．事業者は、電力供給期間中の発電設備の運用及び維持管理を行うこと。
ケ. 事業者は、電力供給期間終了後は発電設備を撤去して導入前の状態に戻すこと。
コ．電力供給期間終了後、事前に企業庁から発電設備譲受の希望があった際は、事業者は企業庁と協議のうえで企業庁へ無償譲渡できるものとする。

（2）事業期間

ア．基本協定の締結日から発電設備の撤去完了までを事業期間とする。
イ．補助事業の期限（令和 10 年 2 月中旬頃）までに発電設備の設置工事完了（支払い完了）すること。なお、適用する補助制度で複数年が認められる場合はその補助制度の期限とする。
ウ．電力供給開始日は、原則令和 10 年 4 月 1 日（土）とするが、設置工事完了が令和 10 年度以降となる場合は企業庁と協議の上決定するものとする。
エ．電力供給期間は、電力供給開始日から最長で 20 年間とする。

（３）契約単価（PPA 単価）
ア．契約単価は、基本（変更）協定書で定める浄水場毎の金額とする。
イ．契約単価は、基本料金単価の設定を行わないものとする。
ウ．契約単価は、原則として電力供給期間中一定額とし、電力使用量に対する電力料金単価のみとする。また、月別・時間帯別に異なる単価は使用しないものとする。
エ．契約単価は、発電設備の設置、運用、維持管理、撤去等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の経費を含むものとし、補助金額を控除するものとする。補助金が適用されない場合は、補助金なしの単価を契約単価とする。
オ．適用する補助金は、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」の「水インフラにおける脱炭素化推進事業（水インフラの CO2 削減設備導入支援事業）」を想定しているが、申請時の補助要項により協議により決定するものとする。
カ．契約単価は、小数点以下第三位切り捨て、第二位までとし、上記のア～オの内容を踏まえて、企業庁と協議を行い定めるものとする。
キ．電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測された数値を使用し、この電力量計は事業者にて設置すること。
ク．支払額は契約単価（税抜）に使用電力量を乗じた額に消費税及び地方消費税を外税で加算した額（円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額）とする。
ケ．支払いは月毎とし、毎月指定した日に検針を行うものとする。

５ 事業実施について
（１）一般事項
（費用）
ア．本仕様書に記載された事項については、特記なき限り、事業者が費用を負担するものとする。
（ガイドライン）
イ．再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法及び同法施行規則に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）の遵守事項に準拠し、推奨事項（努力義務）に配慮して事業を行うこと。
ウ．「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に従って事業を行うこと。

（入場制限）

エ．水処理区域等の立入が禁止されている区域への入場にあたっては、企業庁の指示にしたがうこと。

オ．調査・施工・維持管理時の水処理区域への入場にあたっては、水道法第 21 条第１項の規定に基づく健康診断（検便：赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌）結果の証明書および入場者名簿を作業開始前に提出すること。なお、証明書の有効期間は１年間とする。

（本施設の改修）

カ．本事業のために必要とされる本施設の既設盤改修は事業者の負担で行うこと。なお、事前に企業庁と協議を行い承諾を得ること。

キ．本事業で使用予定の事業用地の造成（掘削、盛土、整地）を行う場合は事業者の負担で行うこと。なお、事前に企業庁と協議を行い承諾を得ること。

（本施設の使用）

ク．事業者が本施設の事業用地・施設を使用するにあたっては、企業庁の使用許可を受けること。許可の申請に係る時期、方法等については企業庁の指示によるものとする。なお、使用に伴う施設使用料は全額免除とする。

ケ．事業者は、本施設を本事業以外の目的に使用しないこと。

コ．事業者は、本施設の設備を破損した場合は、すみやかに修復を行うこと。

（リスクと責任分担）

サ．事業実施にあたり予想されるリスクと責任分担については、「予想されるリスクと責任分担」（別紙１）のとおりとする。なお、これに定めのないものについては、企業庁と事業者の協議により決定するものとする。

（事業の中止等）

シ．事業者の都合により事業期間中に本事業を中止する場合は、事業者にて発電設備の撤去を行い、原状回復を行うこと。なお、事業者は撤去作業のスケジュールを事前に企業庁に提出するとともに、撤去後は企業庁の確認を受けること。

ス．企画提案書の内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とする。

（二酸化炭素排出削減）

セ．発電設備により発電した電力に付随する温室効果ガス排出削減の環境価値は企業庁に帰属するものとする。

ソ．事業者は、発電設備導入による温室効果ガス排出量削減に関し、電力供給期間における削減見込みを立て、その実績と効果の検証について毎年企業庁に報告すること。

（第三者等への損害）

タ．事業者は、本事業を実施する上で企業庁及び第三者に損害を与えないようにすること。損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い速やかに対応すること。リスクの分担が決定されていない損害の補償については、企業庁と事業者で協議を行うものとする。

チ．事業者は、賠償責任保険もしくはこれと同等の補償内容の保険に加入し、その

写しを企業庁に提出すること。

（秘密の保持）

ツ．事業者は、本事業を実施する上で知り得た情報等を企業庁の許可なく第三者に漏らさないこと。

テ．事業者は、本事業の遂行上必要となる企業庁が保有する資料の閲覧を要求することができ、企業庁の判断において貸与を受けるものとする。なお、貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成し企業庁に提出するとともに、借用期限までに全貸与資料を返納又は処分をすること。

（基本協定）

ト．事業者は、本事業の目的を達成するために必要な事項は、基本協定に定めのないことであっても実施すること。

ナ．基本協定に定める事項に疑義が生じたとき、または定めのない事象が発生したときは、企業庁と事業者で協議して決定するものとする。

（事業譲渡）

ニ．事業者は、本事業に係る権利義務及び発電設備について、第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、事前に書面により企業庁に協議を申請し、承諾を得た場合はこの限りではない。

（不可抗力）

ヌ．不可抗力により以下の事案が発生したとき、企業庁と事業者は費用の負担その他必要となる事項について協議し、その取扱いを定めるものとする。

・企業庁または事業者に損害が生じたとき
・基本協定に定める業務を履行できなくなったとき
・その他、本事業の実施が不可能となったと認められるとき

（電気主任技術者）

ネ．事業者は、電気事業法第 43 条に基づく発電設備の電気主任技術者を選任（外部委託を含む）し、保安規程を定めること。また、本施設の電気主任技術者とそれぞれの責任により保安管理を行い、必要に応じ相互に協力すること。

（設備容量）

ノ．発電設備の設備容量に上限は設定しないが、本施設への供給電力は使用電力量が少ない時間帯でも全量自家消費できる電力となるよう出力を制御し、逆潮流は発生させないこと。また、事業収支はこれに基づいて検討すること。

（適用基準）

ハ．適用する図書、基準等については最新のものを適用すること。

（申請手続き）

ヒ．事業者は、各種法令の規定に基づき所管官庁への届出書類の作成および提出を行うこと。また、その写しを企業庁に提出すること。

なお、企業庁が届出者・申請者となる手続きでは、事業者が資料作成等に協力すること。

（地域住民）

フ．発電設備の地域住民への説明や苦情等については、事業者が企業庁の協力のも

と対応すること。

（２）発電設備の基本条件

ア．発電設備は企画提案書によるものとするが、詳細は企業庁との協議によるものとする。

イ．一般送配電事業者の系統への逆潮流は行わないこと。

ウ．一般送配電事業者および本施設の系統に発電設備の事故を波及させないこと。

エ．本施設の非常用発電設備と発電設備の並列運転は行わないこと。

オ．発電設備の単独運転は行わないこと。

カ．設置する容量は２つの浄水場の合計で、太陽光パネルの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値及び、PCS（パワーコンディショナ）の定格出力の合計値のいずれも 250kW 以上とすること。

（想定規模：高野浄水場 235kW、大里浄水場 490kW）

キ．浄水池構造物への加工は不可とし、パネル基礎は置き基礎等とすること。

ク．設計、施工及び維持管理にあたっては、電気事業法、消防法、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守すること。

ケ．設計、施工にあたっては、原則として以下の仕様書に準拠すること。ただし、特別な事情が生じた場合は、企業庁と事業者の協議により決定する。

・公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

コ．日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分に配慮した設計、施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。

サ．系統連系に関して一般送配電事業者との協議は事業者が行い、協議内容について企業庁へ報告すること。

シ．既設盤の改修に関して既設メーカーとの協議は事業者が行い、協議内容について企業庁へ報告すること。

（３）事前調査

ア．現地調査

本施設の状況を十分に把握するため、資料等の収集、聞き取り、設備の確認、現地での計測作業等の必要な調査を実施すること。

イ．構造調査

事業者は発電設備を設置する箇所の図面や構造計算書等の確認を行うこと。

（４）設計

ア．発電設備は、JET（一般財団法人電気安全環境研究所）認証を取得したものであること。または JET 認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

イ．セキュリティラベリング制度（JC-STAR）における適合ラベルが取得できる IoT 製品を導入する場合は、★１以上の適合ラベルを取得した製品を原則として使用すること。

ウ．系統連系技術要件に適合する機器を採用すること。

エ．発電設備は、JIS C 8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に定めるところによる風圧力・自重・積雪・地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。

オ．発電設備及び付帯設備の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針」（最新版）に基づき設計すること。なお、耐震クラスはA以上を適用すること。

カ．浄水池への設置に対しては、耐震診断時の荷重変化が無いように、発電設備と同重量の土を除去し、場外へ搬出すること。ただし、水道施設耐震工法指針による耐震診断を行う場合はこの限りではない。また、土を除去する際は、浄水池に影響を与えない施工方法（敷鉄板による養生等）とし、事前に企業庁と協議を行い承諾を得ること。

キ．浄水池の土を除去する場合は、土厚30cmは残すこと。なお、土の除去により自然排水できない場合は必要な排水対策を行うこと。また、電力供給期間終了後は埋め戻しを行うこと。

ク．本施設の保守点検、維持管理及び更新工事等が行われることを考慮し、以下の点に留意して設計を行うこと。

・企業庁が行う作業に支障を生じさせない。

・確実に発電設備側を停電できるための適切な機器等の設置。

ケ．発電設備の保護継電器としてRPR（逆電力継電器）、OVGR（地絡過電圧継電器）等を一般送配電事業者と協議の上設けること。

コ．発電設備の設置に伴い必要となる保護継電器等の装置は、原則事業者で用意する盤内に組み込むこととするが、企業庁との協議により変更できるものとする。

サ．既設盤内の改修は配線用遮断器程度とし、必要となる装置等は原則事業者で用意する盤内に組み込むこととするが、企業庁との協議により変更できるものとする。

シ．企業庁所有の電気工作物と識別ができるように、発電設備には事業者設備であることを示す表示等を設けること。

ス．発電設備の監視ができる装置(Web監視を含む)を、発電設備を設置する浄水場の中央監視操作室に設けること。

セ．取引用計量器や保護継電器の設置箇所や接続について、事前に企業庁と調整を行い設計に反映させること。

ソ．発電設備の既設設備への接続箇所は、事前に企業庁と協議を行い設計に反映させること。

タ．地上に設置する発電設備には電気設備の技術基準を満たす柵等を設置し、第三者が容易に立ち入れない措置をすること。なお、企業庁職員が出入りできる扉を設置すること。

チ．詳細設計（機器仕様書、単線結線図、配線配管図、システム構成図、配置図、構造図、構造検討書、工程表等）は、施工に先立ち企業庁に提出し確認を受けること。

ツ．本施設は電気設備点検等で連続5時間程度の停電となる場合があるので、これを考慮したシステムとすること。

テ．発電設備のケーブルルートは、施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、企業庁との協議により決定する。なお、架空配線は行わないこと。

ト．電気室等へ新設盤の設置可能範囲は、原則別添図面のとおりとするが、企業庁との協議により変更できるものとする。

ナ．発電設備から電気室までの参考ルートとして別添図面に示す。なお、既設ルート（電線管、ダクト、ピット、ラック）は発電設備のケーブル布設後も十分な空きがある場合を除き使用しないこと。

（以下ニ～ヒは高野浄水場のみに適用）

ニ．沈澱池上部への発電設備整備の有無にかかわらず、既設太陽光発電設備の撤去・廃棄処分（リサイクルを含む）を行うこと。

撤去：太陽電池モジュール・接続箱・パワーコンディショナ盤・ケーブル等

撤去対象外：太陽光発電用保護継電器盤

なお、パワーコンディショナ盤を撤去した開口部には縞鋼板等を設置すること。

ヌ．既設太陽光発電

（a）太陽電池モジュール

ND-Q7A1K(167W，W1323×H1004，16.5kg)×900 枚　（シャープ株式会社製）

（b）パワーコンディショナ盤（チャネルベース含む）

パワーコンディショナ盤(50kW，W1200×H1345×D580，約 430kg)×3 面

（古河電機工業株式会社製）

（c）接続箱

鋼製キャビネット(W500×H600×D200，約 30kg)×6 面

（d）気象変換箱

鋼製キャビネット(W500×H400×D160，約 20kg)×1 面

（e）日射計

MS-601(Φ80×66，約 0.8kg)×1 台　（英弘精機株式会社製）

（f）気温計

TK101A(Φ90×130，約 0.7kg)×1 台　（株式会社牧野応用測器研究所製）

（g）表示盤

LED 表示器(W900×H600×D80，約 40kg)×1 台

（株式会社イー・エム・エンジニアリング製）

ネ．沈澱池上部に設置する太陽光パネルの規模は自由だが、遮光の目的を兼ねているため、既設撤去に伴う空地には日差しを遮るパネル等を設けること。

ノ．沈澱池は浄水処理施設として運用中であるので、施工時は沈澱池への落下物の防止等の対策を行うこと。

ハ．太陽光発電用保護継電器盤は使用しても良いが、この盤内機器の故障等よる発電設備への影響は企業庁の責任外とする。

（a）ZPD

MPD-3 形零相電圧検出器　（三菱電機株式会社製）

（b）OVGR

CVG1-A02S1(372PQB)（三菱電機株式会社製）

ヒ．４事業内容（１）事業概要　ケ　について、沈澱池上部の導入前の状態とは、日差しを遮るパネル等を設けた状態とする。

（５）施工

ア．施工期間中は、企業庁と定期的に打合せを行い事業者により議事録を作成し、相互に確認したものを企業庁に提出すること。また、企業庁から施工に係る書類の提出を求められた時はこれに応じること。

イ．本施設内での施工においては、企業庁と協議の上、十分な安全対策を考慮して施工手順及び工程を計画して作業を行うこと。

ウ．企業庁が実施する保守点検、維持管理及び更新工事等が行われる際には、それらに支障が無いように作業を行うこと。

エ．施工に際しては、本施設の停電時間を可能な限り短くする手順を採用すること。本施設の停電を伴う場合は、工事計画書（工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせ通知等）を作成し、企業庁と事前協議の上、その指示に従うこと。

オ．完成時には、企業庁による検査を受けること。

カ．発電設備について監視・操作マニュアルを作成し、取扱い説明会を行うこと。

キ．完成に伴い企業庁が報道機関等に発電設備を公開する際には、協力すること。

ク．完成図書は高野浄水場は１部、大里浄水場は２部、電子媒体は１枚を企業庁に提出すること。

・完成図書は、機器仕様書、機器取扱説明書、完成図面、設備運営に関する説明書、非常時の設備操作マニュアル及び各種届出書の写し等を A4 バインダー綴じとすること。

・電子媒体は、CD-R または DVD-R として完成図書の内容を PDF 形式データとして納めること。図面については、PDF 形式データのほかに SXF（P21）（不可能な場合は DXF ）形式データも納めること。

（６）維持管理

ア．企業庁と事業者との間で責任分界点、保守方法及び維持管理について協議し、発電設備の維持管理に努めること。また、適切な保守点検計画を作成し、企業庁に提出すること。

イ．発電設備による発電実績、点検状況等について企業庁に毎月報告すること。

ウ．企業庁が本施設の停電を伴う電気設備の年次点検や更新工事等を実施する際は、必要に応じて発電設備の運転・停止の操作立ち合いに応じること。

エ．毎年１回以上点検（本施設の停電を伴う場合は、企業庁が実施する電気設備の年次点検に同調することが望ましい）を行い、発電能力、故障記録、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等を確認するとともに、その結果を企業庁に書面で報告し、必要に応じて修繕、交換等の対応を行うこと。

オ．発電設備の設置個所の除草を定期的に行い、適切な状態を保つこと。

カ．発電設備に異常もしくは故障が発生して電力供給に影響を及ぼした場合は、速やかに修理等を実施し、機能の回復を行うこと。また、その結果は企業庁に書面で報告を行うこと。

キ．発電設備が原因と思われる異常もしくは故障が本施設の設備に発生した場合は、その原因究明に協力をすること。なお、原因究明において本施設の設備の既設メーカーの協力が必要な場合は、事業者の責任において協力依頼を行うこと。また、発電設備が起因するものと判明した場合は、対象設備を速やかに修復すること。

ク．大規模地震、風水害等の災害発生後は、必要に応じて本施設及び本施設の近隣に損害を与えていないかを確認し、被害拡大防止並びに安全対策に万全を期すること。また、その結果については、企業庁に報告すること。

ケ．企業庁の工事等により連続３日を超える発電設備の停止がある場合は、発電できたものとして電力量を加算する。なお加算する電力量は協議により決定するものとする。

６ その他

（１）事業者は、契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第２条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア．断固として不当介入を拒否すること。

イ．警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ．企業庁に報告すること。

エ．　契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、企業庁と協議を行うこと。

（２）企業庁は、事業者が（１）イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第７条の規定により三重県企業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じることとする。

別紙１　予想されるリスクと責任分担

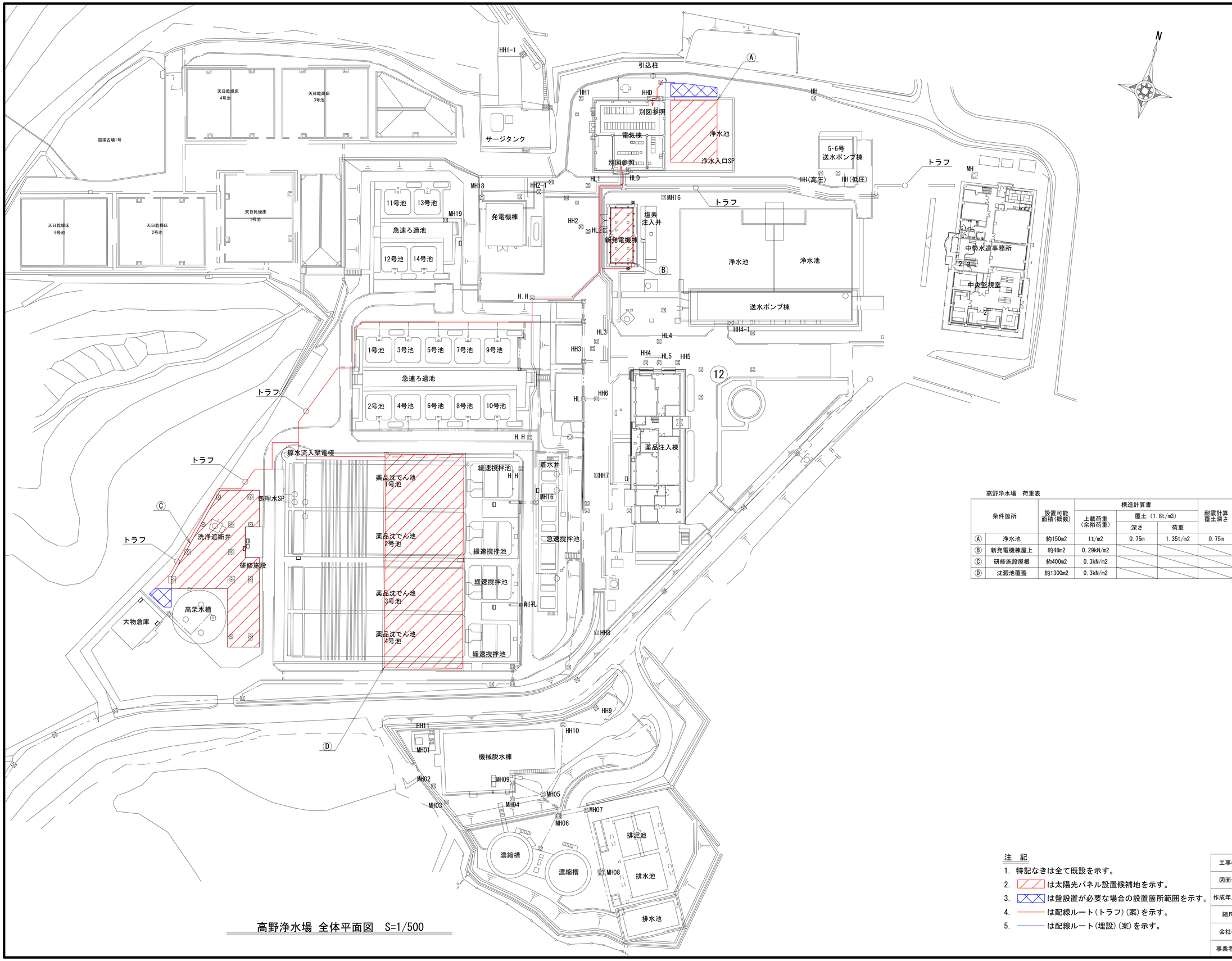
リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			企業庁	事業者
共通	募集要項の誤り	公募要項や仕様書の記載事項に重大な誤りがある場合	○	
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成できない場合		○
	第三者賠償	発電設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合		○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全の確保		○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更		○
	保険	発電設備の設計・建設における履行保証保険及び事業期間中のリスクを補償する保険		○
	事業の中止・延期	企業庁の指示によるもの（事業者に起因するものを除く）	○	
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの（事業者の責によらない事由によるものを除く）		○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	契約不適合	契約不適合に関する受注者の責任		○
	不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	○	○
計画・設計段階	物価	物価変動		○
	応募にかかる費用	応募に係る費用の負担		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
建設段階	物価	物価変動		○
	用地の確保	資材置き場の確保に関する施設管理者との調整		○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給（運転）開始の遅延		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○
支払関連	支払遅延・不能	電気使用料の支払いの遅延・不能によるもの	○	
	金利	市中金利の変動		○
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、企業庁の責による事業内容の変更	○	
	維持管理	維持管理費用の増大		○
	天候不良	天候不良による発電量の減少		○
	設備損傷	発電設備に係る事故・火災による本施設及び設備の損傷		○
		発電設備に起因する本施設への障害		○
		本施設に起因する事故・火災による発電設備への損傷	○	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による本施設への損害及び運営・業務への障害		○

高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業（PPA）

図　面　目　次

番号	図　面　名　称	縮　尺
1-1	高野浄水場　全体平面図	1/500
1-2	高野浄水場　電気棟平面図	1/100
1-3	高野浄水場　研修施設屋平面図	1/100
1-4	高野浄水場　研修施設屋根伏図	1/100
1-5	高野浄水場　研修施設立面図	1/100
1-6	高野浄水場　新発電機棟平面図・屋根伏図	1/100
1-7	高野浄水場　新発電機棟立面図・断面図	1/100
1-8	中勢水道事務所　平面図	1/100
1-9	高野浄水場　単線結線図	NONE
1-10	高野浄水場　全体平面図（撤去）	1/500
1-11	高野浄水場　電気棟平面図（撤去）	1/100
1-12	高野浄水場　薬品注入棟平面図（撤去）	1/100
1-13	中勢水道事務所　平面図（撤去）	1/100
1-14	高野浄水場　単線結線図（撤去）	NONE
1-15	高野浄水場　太陽光発電単線結線図（撤去）	NONE
1-16	高野浄水場　既設接続箱取付図（撤去）	NONE
1-17	高野浄水場　既設太陽電池モジュール配置図（撤去）	NONE
1-18	高野浄水場　既設洗浄配管図（参考）	NONE
1-19	高野浄水場　太陽光発電用保護継電器盤外形図（参考）	NONE
1-20	高野浄水場　太陽光発電用保護継電器盤側面図・配置単線接続図（参考）	NONE

番号	図　面　名　称	縮　尺
2-1	大里浄水場　全体平面図	
2-2	大里浄水場　管理本館1階平面	
2-3	大里浄水場　管理本館1階電気室平面図	
2-4	大里浄水場　単線結線図1	
2-5	大里浄水場　単線結線図2	
2-6	大里浄水場　単線結線図3	
2-7	大里浄水場　単線結線図4	
2-8	大里浄水場　単線結線図5	



高野浄水場 全体平面図 S=1/500

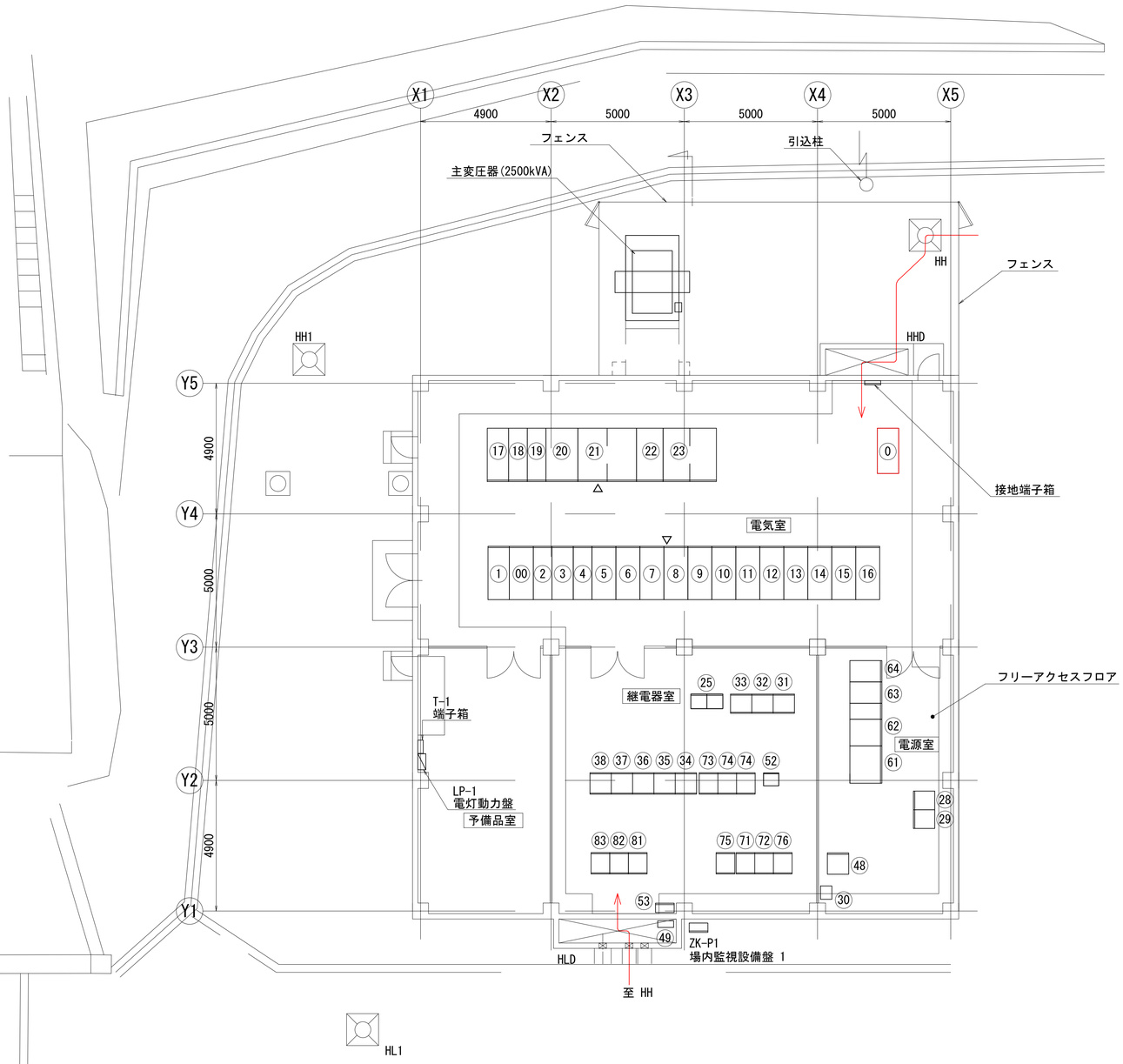
高野浄水場 荷重表

条件箇所		設置可能面積(概数)	構造計算書			耐震計算覆土深さ
			上載荷重(余裕荷重)	覆土 (1.8t/m3)		
				深さ	荷重	
Ⓐ	浄水池	約150m2	1t/m2	0.75m	1.35t/m2	0.75m
Ⓑ	新発電機棟屋上	約48m2	0.29kN/m2			
Ⓒ	研修施設屋根	約400m2	0.3kN/m2			
Ⓓ	沈澱池覆蓋	約1300m2	0.3kN/m2			

注 記

1. 特記なきは全て既設を示す。
2. ▨ は太陽光パネル設置候補地を示す。
3. ▨ は盤設置が必要な場合の設置箇所範囲を示す。
4. ——— は配線ルート(トラフ)(案)を示す。
5. ——— は配線ルート(埋設)(案)を示す。

工事名	高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業 (PPA)		
図面名	高野浄水場 全体平面図		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	1/500	図面番号	1-1
会社名			
事業者名	三重県企業庁 中勢水道事務所		



電気棟　平面図　S=1/100

電気室名称一覧表

番号	盤記号	盤名称	備考
①	MC-01AN	受電盤	
②	MC-02N	主変圧器二次盤／予備	
③	MC-03N	電源切換盤	
④	MC-04N	母線変成器盤	
⑤	MC-11N	1号取水ポンプ盤	
⑥	MC-12N	2号取水ポンプ盤	
⑦	MC-13N	3号取水ポンプ盤	
⑧	MC-14N	4号取水ポンプ盤	
⑨	MC-15N	1号洗浄ポンプ盤	
⑩	MC-16N	2号洗浄ポンプ盤	
⑪	MC-17N	1号送水ポンプ盤	
⑫	MC-18N	2号送水ポンプ盤	
⑬	MC-19N	3号送水ポンプ盤	
⑭	MC-20N	4号送水ポンプ盤	
⑮	MC-21N	5号送水ポンプ盤	
⑯	MC-22N	6号送水ポンプ盤	
⑰	MC-05N	進相コンデンサ盤	
⑱	MC-06AN, BN	沈砂池電源盤／汚泥電源盤	
⑲	MC-07AN, BN	動力変圧器一次盤／電灯変圧器一次盤	
⑳	MC-08N	動力変圧器盤	
㉑	LC-01N	動力主幹盤	
㉒	MC-09N	電灯変圧器盤	
㉓	LC-02N	電灯主幹盤	
⓪	MC-10N	太陽光発電用保護継電器盤	使用可
⓪⓪	MC-01BN	一次負荷開閉器盤	

継電器室名称一覧表

番号	盤記号	盤名称	備考
㉛	KLC-01	計装・電源分岐盤	
㉜	LB-01Na	1･3号取水ポンプ制御盤	
㉝	LB-01Nb	2･4号取水ポンプ制御盤	
㉞	LB-04N	補機盤	
㉟	LB-02N	洗浄ポンプ制御盤	
㊱	LB-03Na	1･2号送水ポンプ制御盤	
㊲	LB-03Nb	3･4号送水ポンプ制御盤	
㊳	LB-05N	5･6号送水ポンプ制御盤	
㊷	ZK-TB	立入センサ中継器	
㊸	MDF-01	通信用総合端子盤	
㊶	TLC-01	沈澱池 入出力/制御装置	
㊷	RLC-01	ろ過池 入出力/制御装置	
㊸	PLC-01	受変電・ポンプ 入出力/制御装置	
㊹	PTB-01,02	受変電・ポンプ 中継装置(1),(2)	
㊺	HDLC-03	場外系 入出力/制御装置	
㊻	YLC-01	薬注 入出力/制御装置	
㊶	HDLC-00	場外設備遠方監視制御装置	
㊷	HDLC-02	工業用水道設備遠方監視制御装置	
㊸	HDLC-01	雲出川水系設備遠方監視制御装置	
㉕	CC-01N	洗浄・送水コントロールセンタ	

電源室・屋外名称一覧表

番号	盤記号	盤名称	備考
㉘		蓄電池盤	
㉙	DC	直流電源盤	
㉚		一志上野分水用電源耐雷トランス	
㊶	BUP-01	分散制御用蓄電池盤	
㊷	BUP-02	分散制御用整流器盤	
㊸	BUP-03	分散制御用インバータ盤	
㊹	BUP-04	分散制御用分電盤	
㊽	BLP-01N	無停電設備電源切換盤	
㊾	BLP-02N	無停電設備電源切換中継盤	

注　記

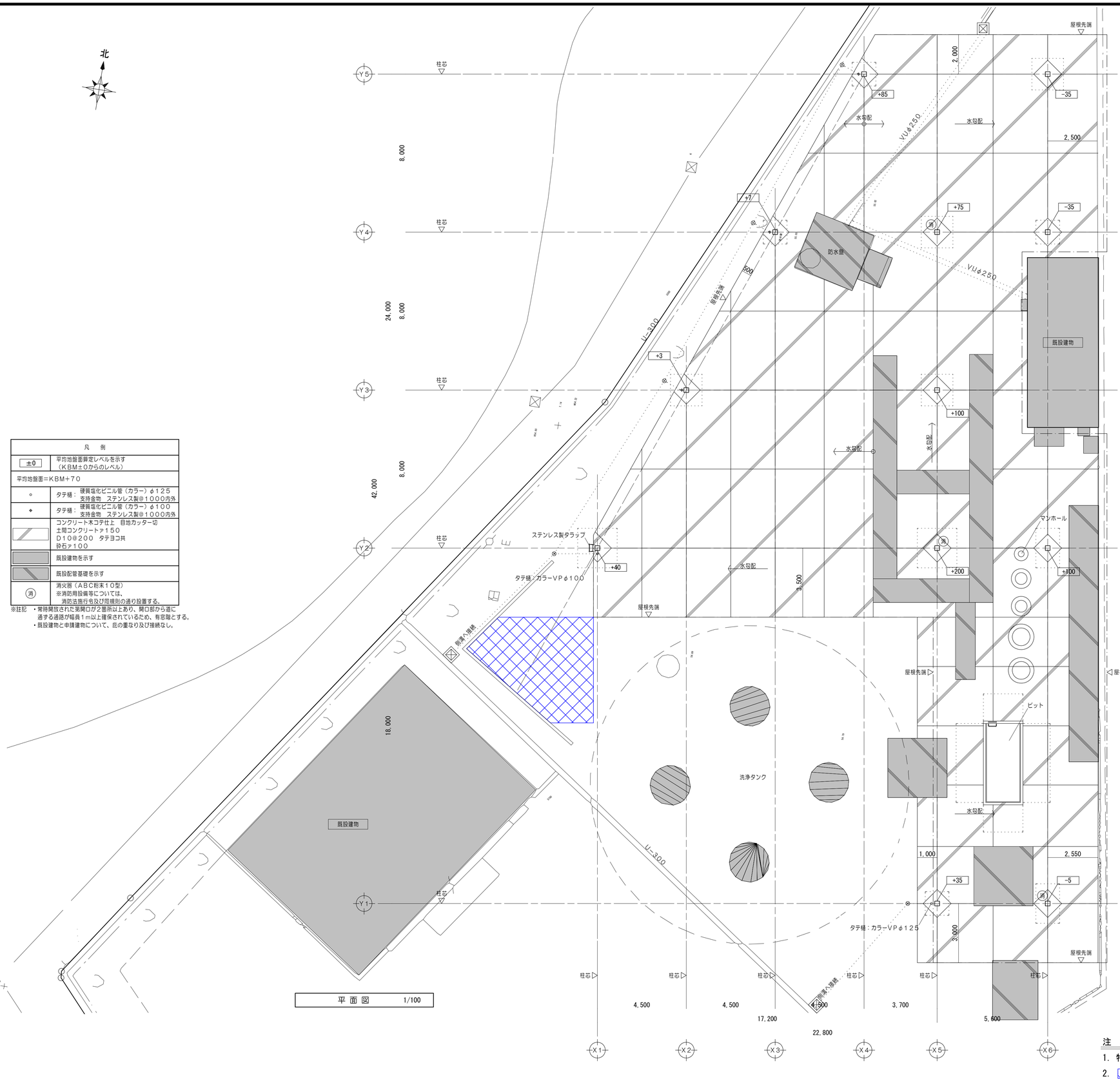
1. 特記なきは全て既設を示す。
2. ――― は配線ルート(案)を示す。
3. □ は使用可能な盤を示す。

工事名	高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業（PPA）		
図面名	高野浄水場　電気棟平面図		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	1/100	図面番号	1-2
会社名			
事業者名	三重県企業庁　中勢水道事務所		

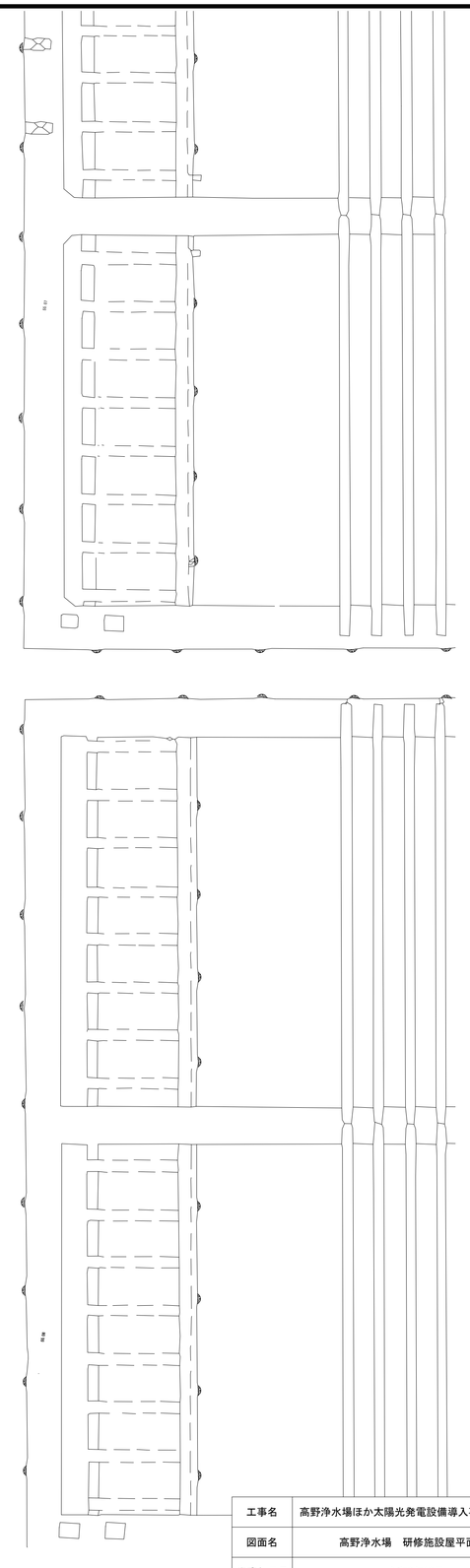
北

凡　例	
±0	平均地盤面算定レベルを示す（KBM±0からのレベル）
平均地盤面＝KBM＋70	
○	タテ樋：硬質塩化ビニル管（カラー）φ125　支持金物　ステンレス製@1000内外
◆	タテ樋：硬質塩化ビニル管（カラー）φ100　支持金物　ステンレス製@1000内外
	コンクリート木コテ仕上　目地カッター切 土間コンクリートｔ150 D10@200　タテヨコ共 砕石ｔ100
	既設建物を示す
	既設配管基礎を示す
消	消火器（ABC粉末10型） ※消防用設備等については、 消防法施行令及び同規則の通り設置する。

※註記　・常時開放された第開口が2箇所以上あり、開口部から道に通ずる通路が幅員1ｍ以上確保されているため、有窓階とする。
・既設建物と申請建物について、庇の重なり及び接続なし。



平面図　1/100

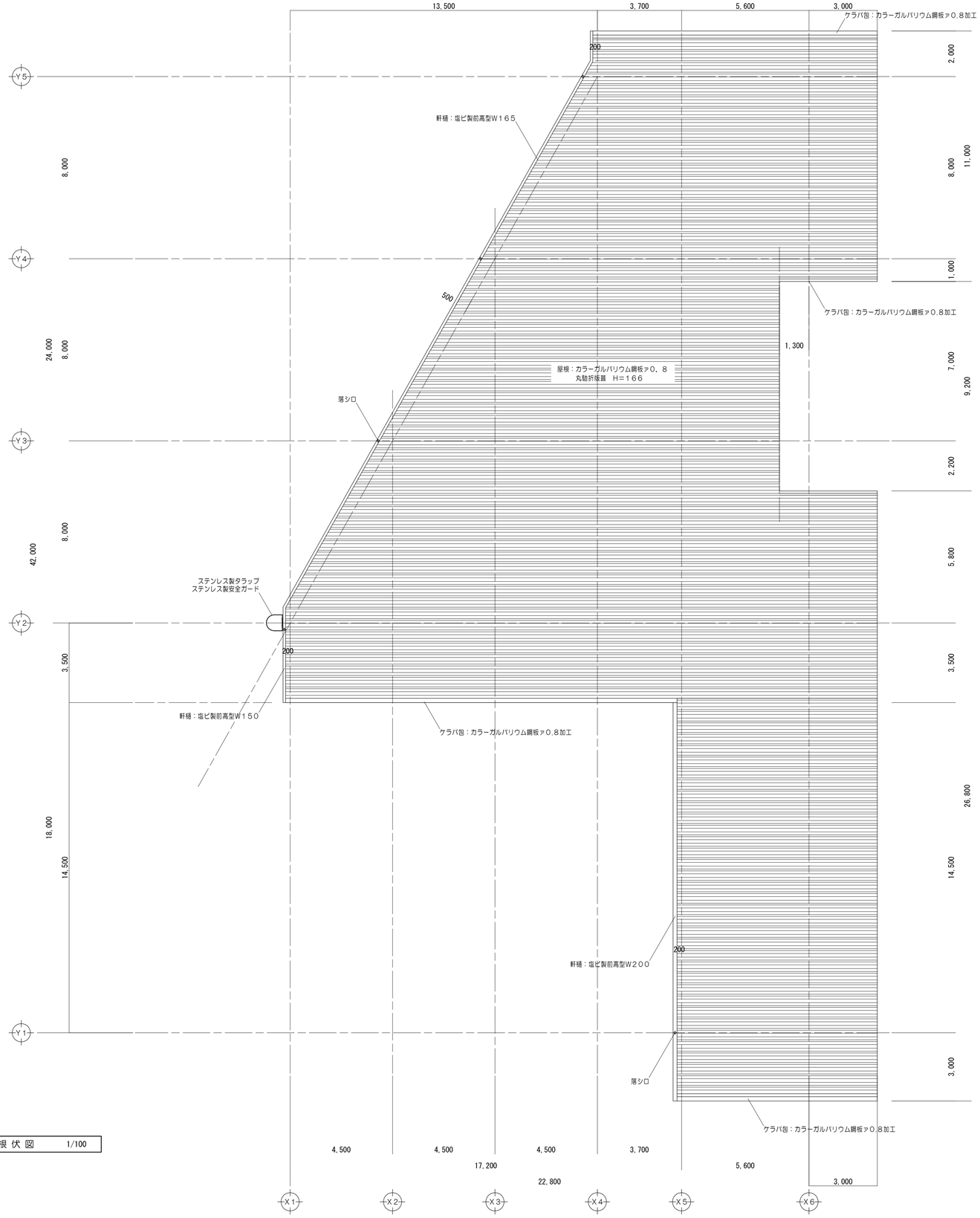


注　記

1. 特記なきは全て既設を示す。
2. ▨ は盤設置が必要な場合の設置箇所範囲を示す。

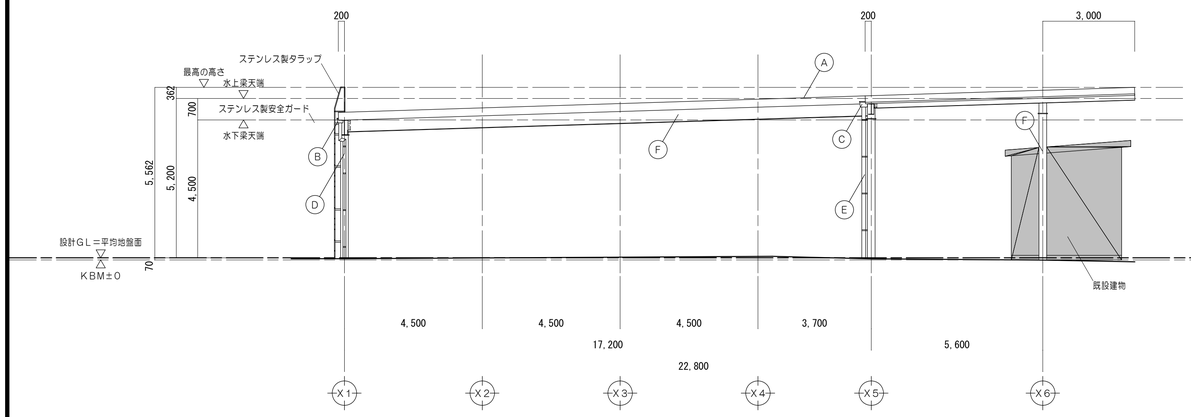
工事名	高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業（PPA）		
図面名	高野浄水場　研修施設屋平面図		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	1/100	図面番号	1-3
会社名			
事業者名	三重県企業庁　中勢水道事務所		

北

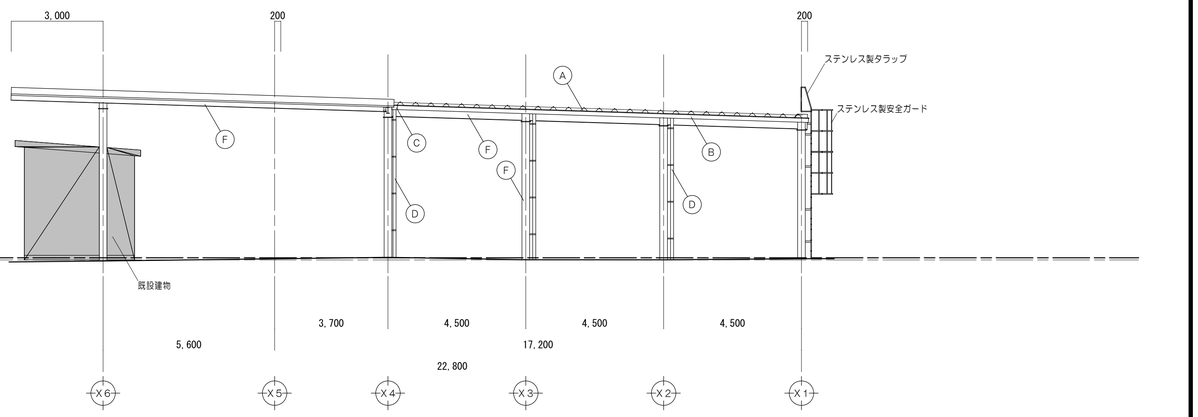


屋 根 伏 図　　1/100

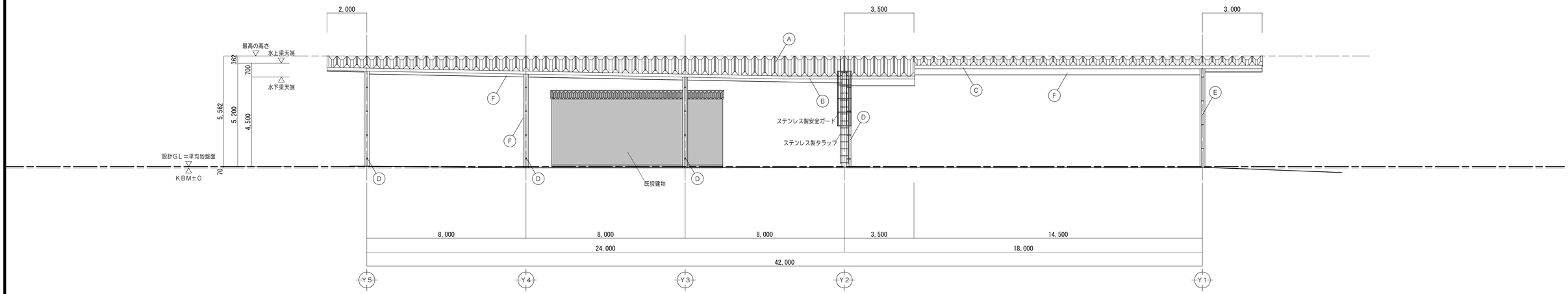
工事名	高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業（PPA）		
図面名	高野浄水場　研修施設屋根伏図		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	1/100	図面番号	1-4
会社名			
事業者名	三重県企業庁　中勢水道事務所		



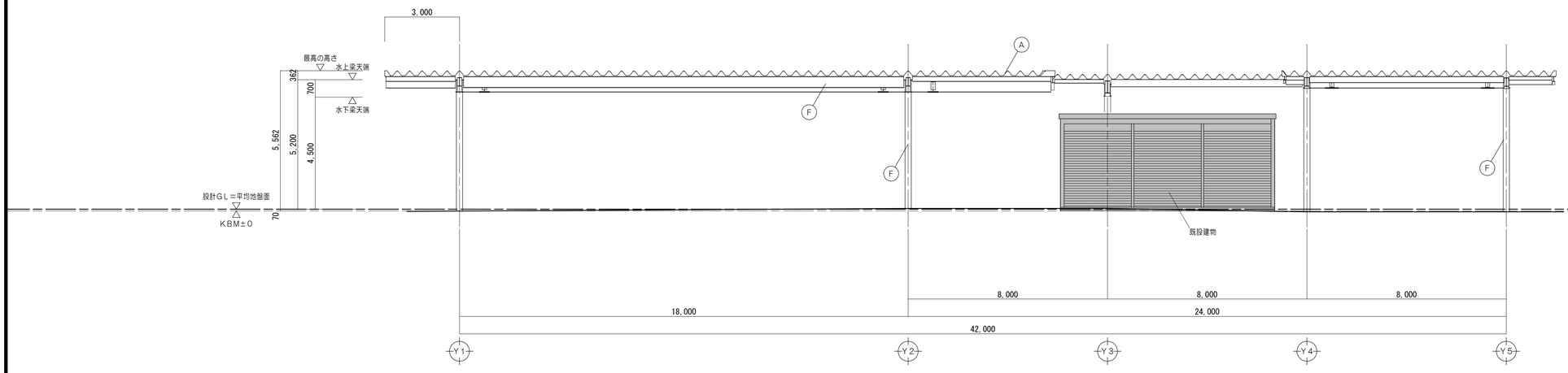
南 面 立 面 図　1/100



北 面 立 面 図　1/100



西 面 立 面 図　1/100



東 面 立 面 図　1/100

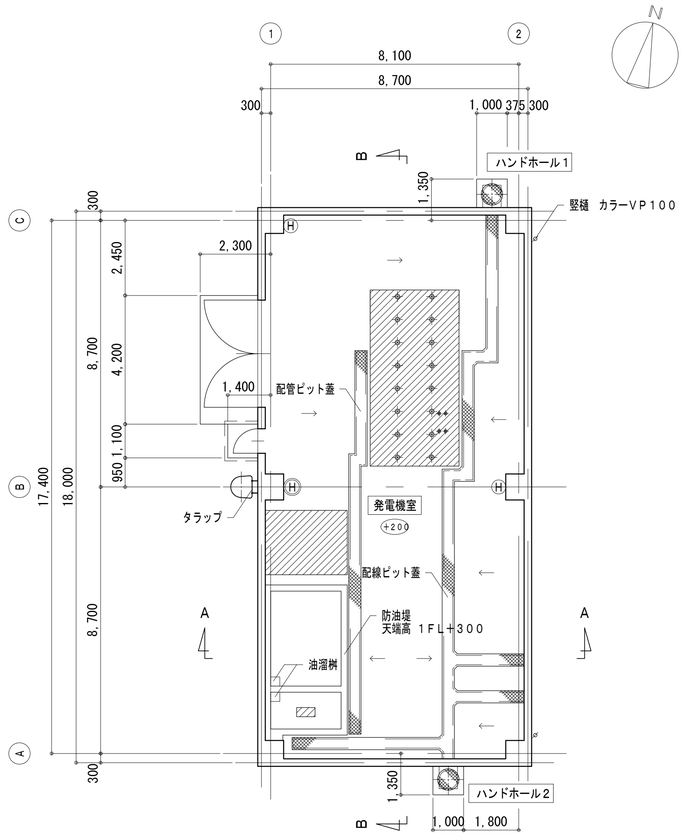
凡　例		
A	屋　根：	カラーガルバリウム鋼板ｔ0．8 丸鮨折版葺　H＝166
B	軒　樋：	塩ビ製前高型W150
C	軒　樋：	塩ビ製前高型W200
D	タテ樋：	硬質塩化ビニル管（カラー）φ100 支持金物　ステンレス製@1000内外
E	タテ樋：	硬質塩化ビニル管（カラー）φ125 支持金物　ステンレス製@1000内外
F	柱・梁：	鉄骨　DP塗

工事名	高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業（PPA）		
図面名	高野浄水場　研修施設立面図		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	1/100	図面番号	1-5
会社名			
事業者名	三重県企業庁　中勢水道事務所		

内 部 仕 上	
天　井	コンクリート打放し グラスウールガラスクロス額縁貼板 ３２Ｋ ア)２５(ピンエ法)
柱・梁型	同　上
壁	同　上
巾　木	コンクリート打放し エポキシ系防塵塗装立上げ Ｈ＝２５０
床	無筋コンクリート直均し ア)３００ 溶接金網φ６×１００×１００入り エポキシ系防塵塗装 防油堤内　コンクリート直均し 耐油性塗床
備　考	機器架台、防油堤、油溜桝、配管ピット、配線ピット、ピット蓋

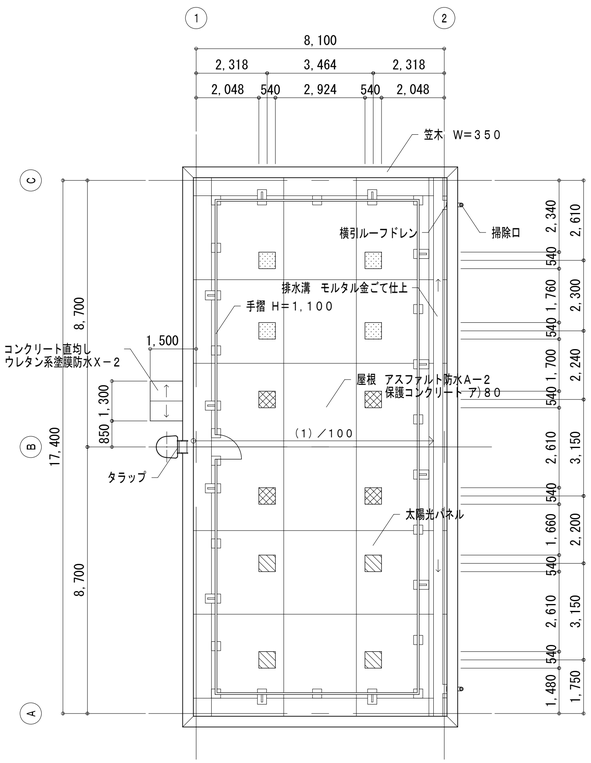
内部仕上共通事項

・機器架台の表面仕上げは、エポキシ系防塵塗装とする
・防油堤内の機器架台の表面仕上げは、耐油性塗床とする



平 面 図 Ｓ＝１／１００

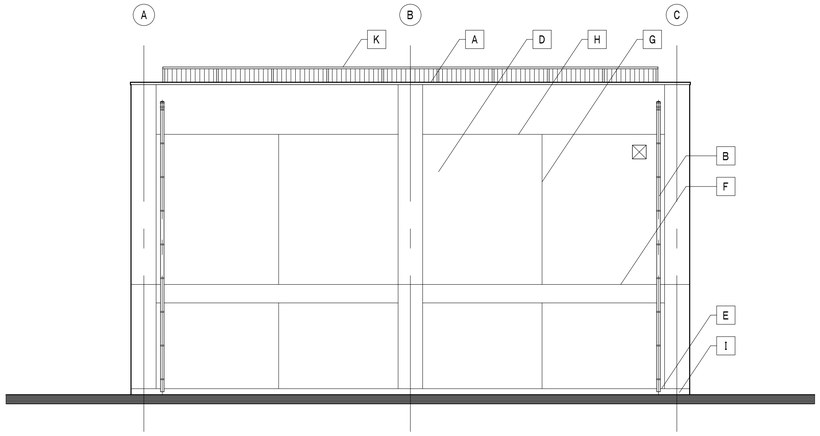
凡 例 1. ±000 設計ＧＬからの床高
2. コンクリート機器架台
3. Ⓗ 粉末消火器(蓄圧式) ＡＢＣ ３.０ｋｇ ２ヶ所
4. Ⓗ 大型粉末消火器(蓄圧式) ＡＢＣ ２０.０ｋｇ １ヶ所



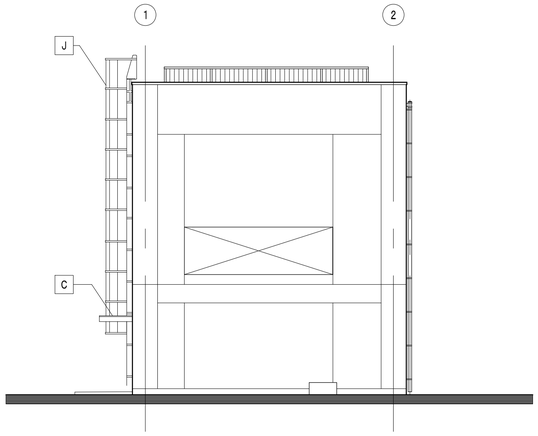
屋根伏図 Ｓ＝１／１００

凡 例 1. 太陽光パネルコンクリート架台 天端高 軒高(水上)＋４５０
同　上 天端高 軒高(水上)＋５５０
同　上 天端高 軒高(水上)＋６５０

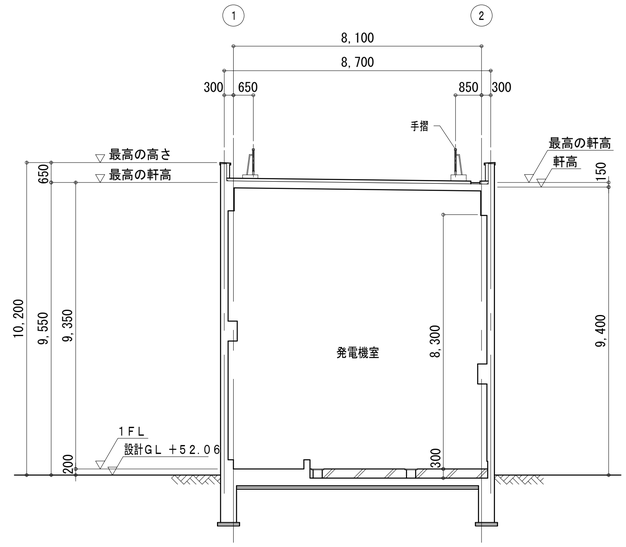
工事名	高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業 （PPA）		
図面名	高野浄水場　新発電機棟平面図・屋根伏図		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	1/100	図面番号	1-6
会社名			
事業者名	三重県企業庁　中勢水道事務所		



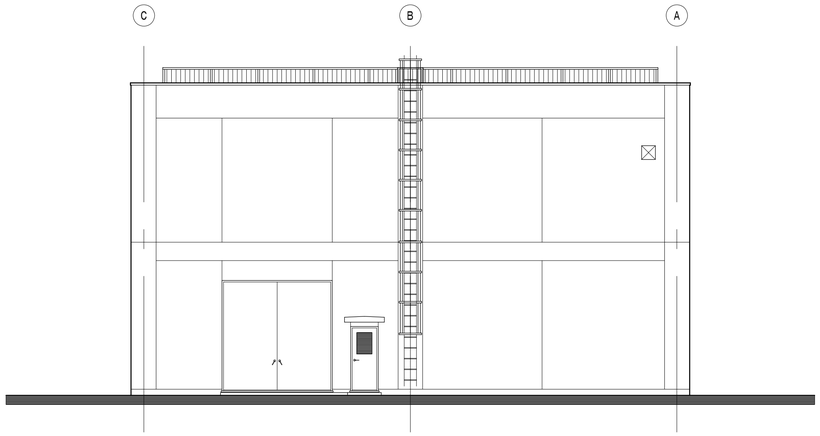
東　面



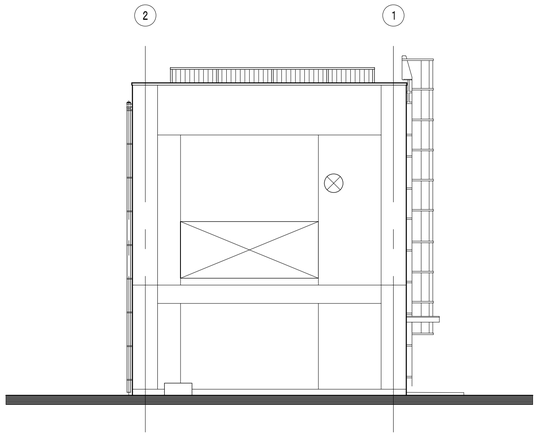
南　面



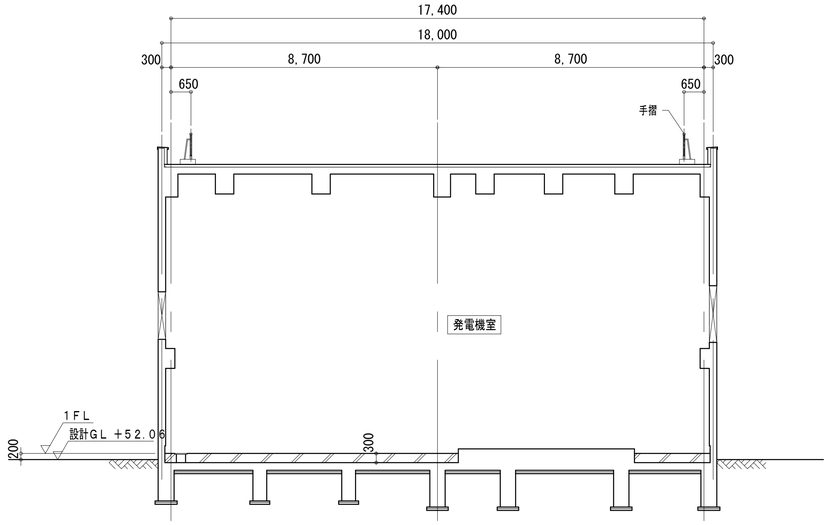
A － A



西　面



北　面



B － B

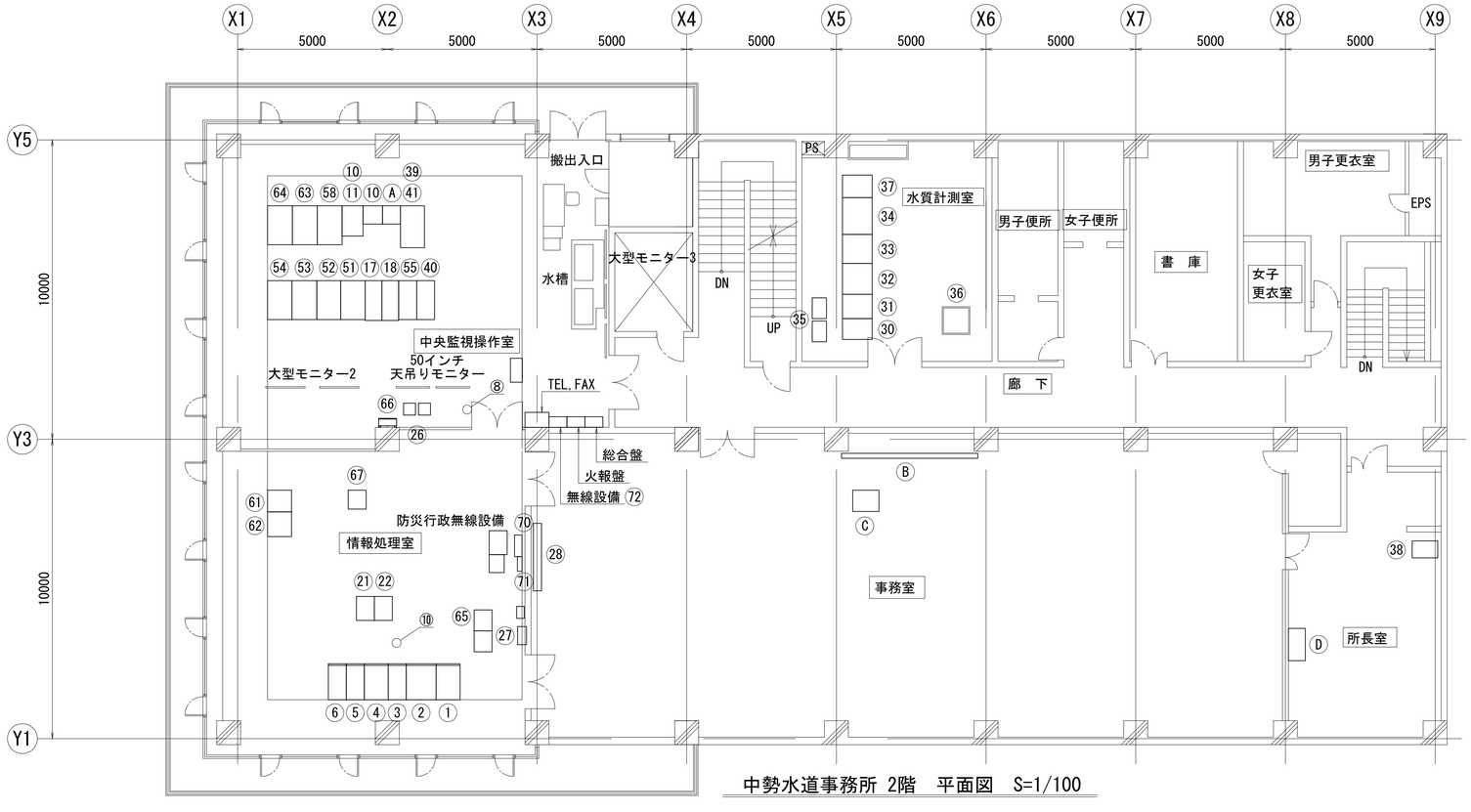
立面図 S＝1／100

断面図 S＝1／100

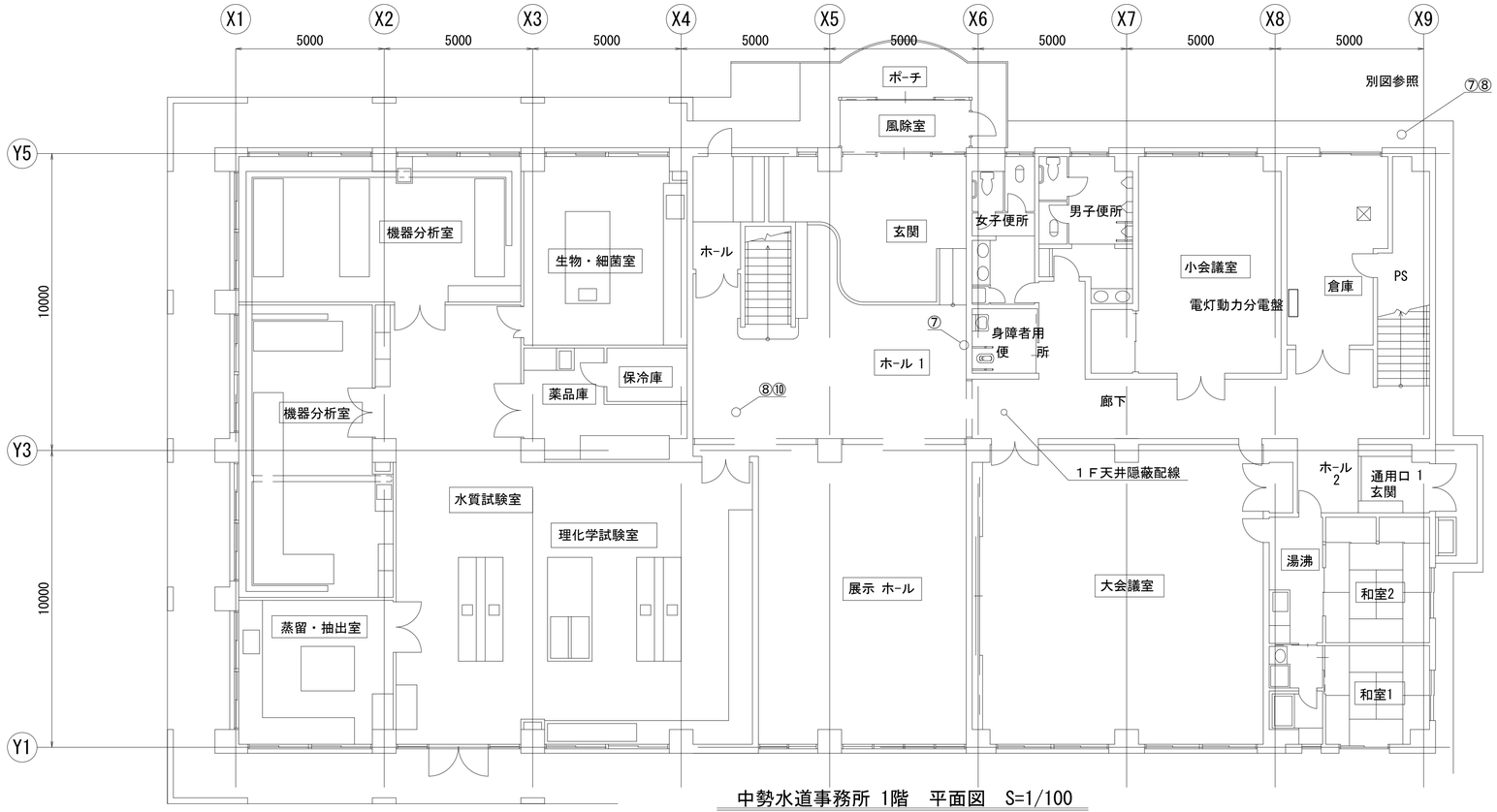
外部仕上表

符号	部位		仕上
A	笠木		アルミ既製品 W＝350
B	竪樋		カラーVP100　掴み金物 SUS304 @1,100
C	庇	上面	コンクリート直均し ウレタン系塗膜防水X－2
		側・裏面	コンクリート打放し 複層仕上塗材RE
D	壁		同上
E	打継目地		ポリサルファイド系シーリング 25×10
F	打継目地		ポリウレタン系シーリング 25×10
G	亀裂誘発目地		ポリウレタン系シーリング 20×10
H	化粧目地		同上
I	外巾木		コンクリート打放し
J	タラップ		SUS304（安全ガード付）
K	手摺		アルミ

工事名	高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業（PPA）		
図面名	高野浄水場　新発電機棟立面図・断面図		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	1/100	図面番号	1-7
会社名			
事業者名	三重県企業庁　中勢水道事務所		



中勢水道事務所 2階　平面図　S=1/100

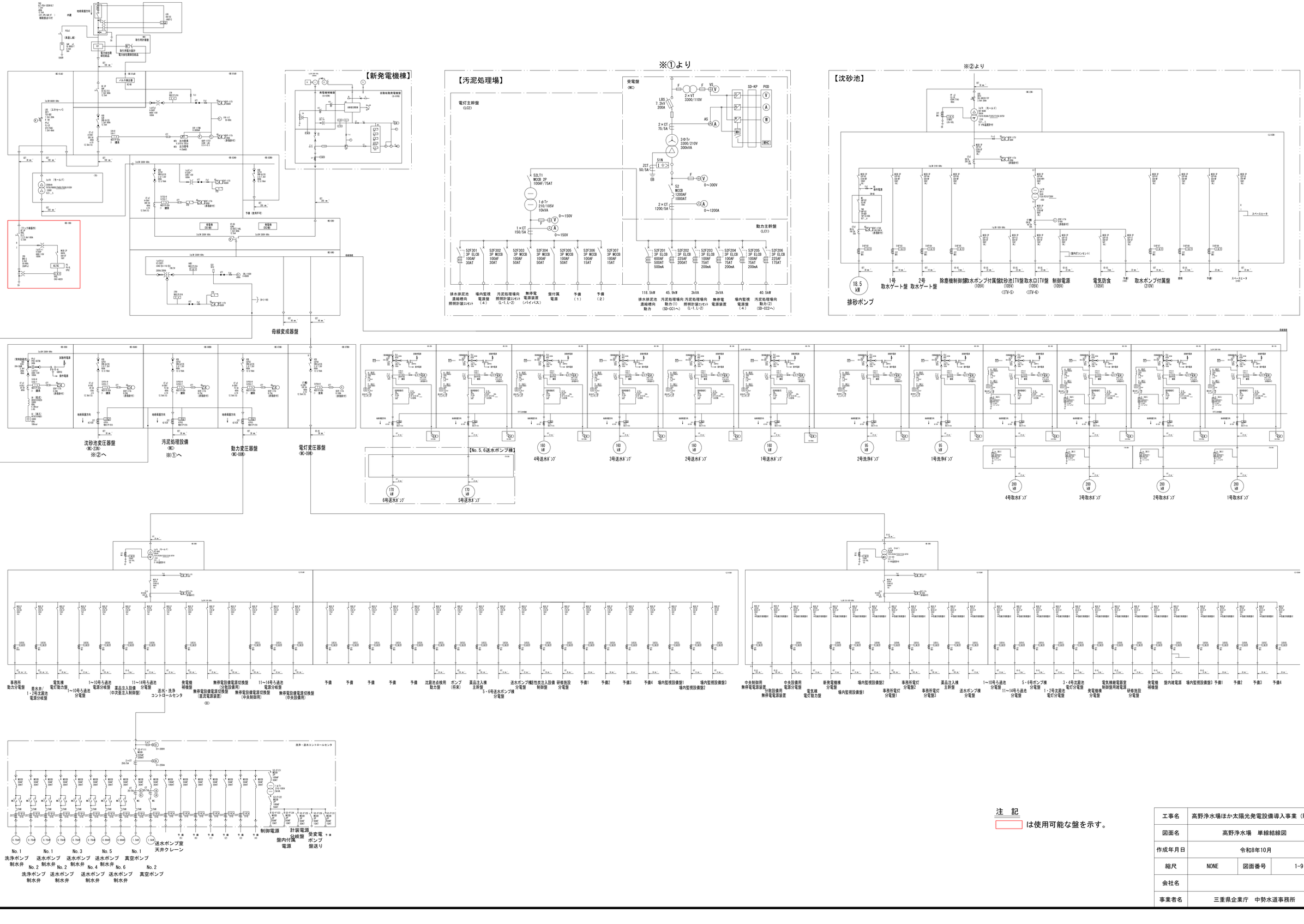


中勢水道事務所 1階　平面図　S=1/100

機器名称一覧表

番号	盤記号	盤名称	備考
①	CUP-01	中央設備用蓄電池盤	
②	CUP-02-01	中央設備用整流器盤1	
③	CUP-02-02	中央設備用整流器盤2	
④	CUP-03	中央設備用インバーター盤	
⑤	CUP-04	中央設備用分電盤無停電電源用	
⑥	CLP-01	中央設備用分電盤有停電電源用	
⑩		大里データ処理装置(PC,PR)	
⑪		電話機(録音装置付き)(中央制御室)	
⑰	O-CRT-1	大里浄水場CRT監視装置(1)	
⑱	O-CRT-2	大里浄水場CRT監視装置(2)	
㉑	ACG-801B	大里浄水場情報伝送装置-1(大里浄水場)制御用	
㉒	ACG-802B	大里浄水場情報伝送装置-2(大里浄水場)制御用	
㉕		ー	
㉖		大里用メッセージプリンター/CRTハードコピー	
㉗		ファイルサーバー(MDF,電話交換機)	
㉘	DLP-1	データ表示装置(事務所)大型モニター4	
㉚		原水、混和水自動連続測定架	
㉛		処理水、ろ過水自動連続測定架	
㉜		浄水入力、出口自動連続測定架	
㉝		浄水アルカリ度計、試薬タンク	
㊱		水質変換器盤	
㊳	LCD-5	LCD監視卓（所長室）	
㊴		気象データ表示装置	
㊵		監視カメラ操作卓	
㊶	O-PC	大里データ処理装置(PC,プリンタ)	
㊶	LCD-1	LCD監視操作卓(高野浄水場)1	
㊷	LCD-2	LCD監視操作卓(高野浄水場)2	
㊸	LCD-3	LCD監視操作卓(高野浄水場)3	
㊹	PC-1	大型モニター操作卓	
㊺		進入警報装置操作卓	
㊽	PR-1	(高野監視制御用)プリンタ卓	
㊶	SV-1	データサーバ	
㊷	CIO-01	水質、管理本館I/O盤	
㊸	YSV-1	薬注設備演算サーバ	
㊹	LCD-4	帳票用パソコン	
㊺		監視カメラ制御盤1,2	
㊻		屋外灯操作盤	
㊼		進入警報装置制御盤	
Ⓐ		スイッチャー(大型モニター1～3用)収納箱	
Ⓑ		大型モニター	
Ⓒ		ー	
Ⓓ		ファイルサーバー（所長室）	
㊿		業務用無線装置	
⑦①		三重県防災行政無線	
⑦②		衛星携帯電話	

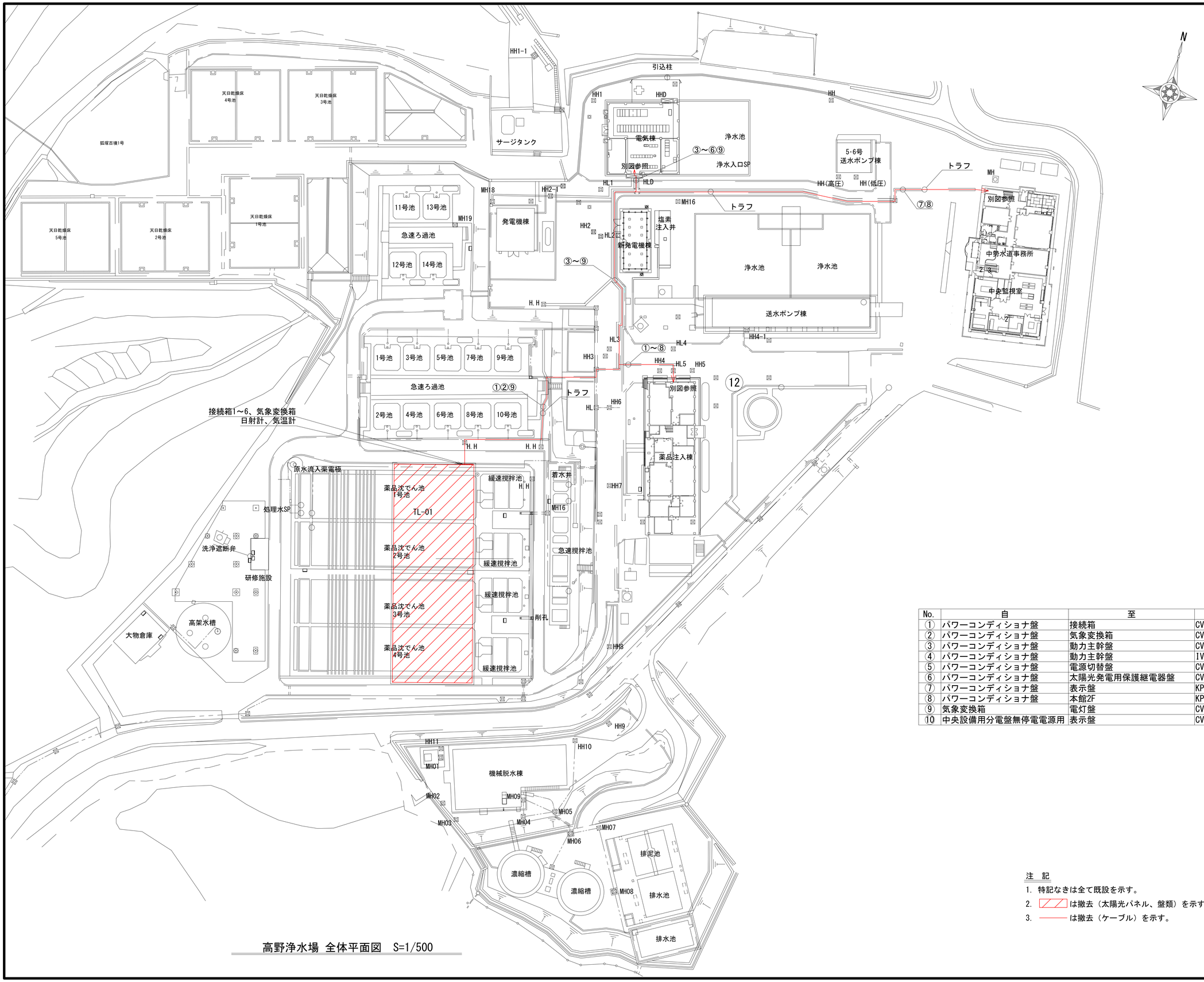
工事名	高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業（PPA）		
図面名	中勢水道事務所　平面図		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	1/100	図面番号	1-8
会社名			
事業者名	三重県企業庁　中勢水道事務所		



注 記

は使用可能な盤を示す。

工事名	高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業（PPA）		
図面名	高野浄水場　単線結線図		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	NONE	図面番号	1-9
会社名			
事業者名	三重県企業庁　中勢水道事務所		



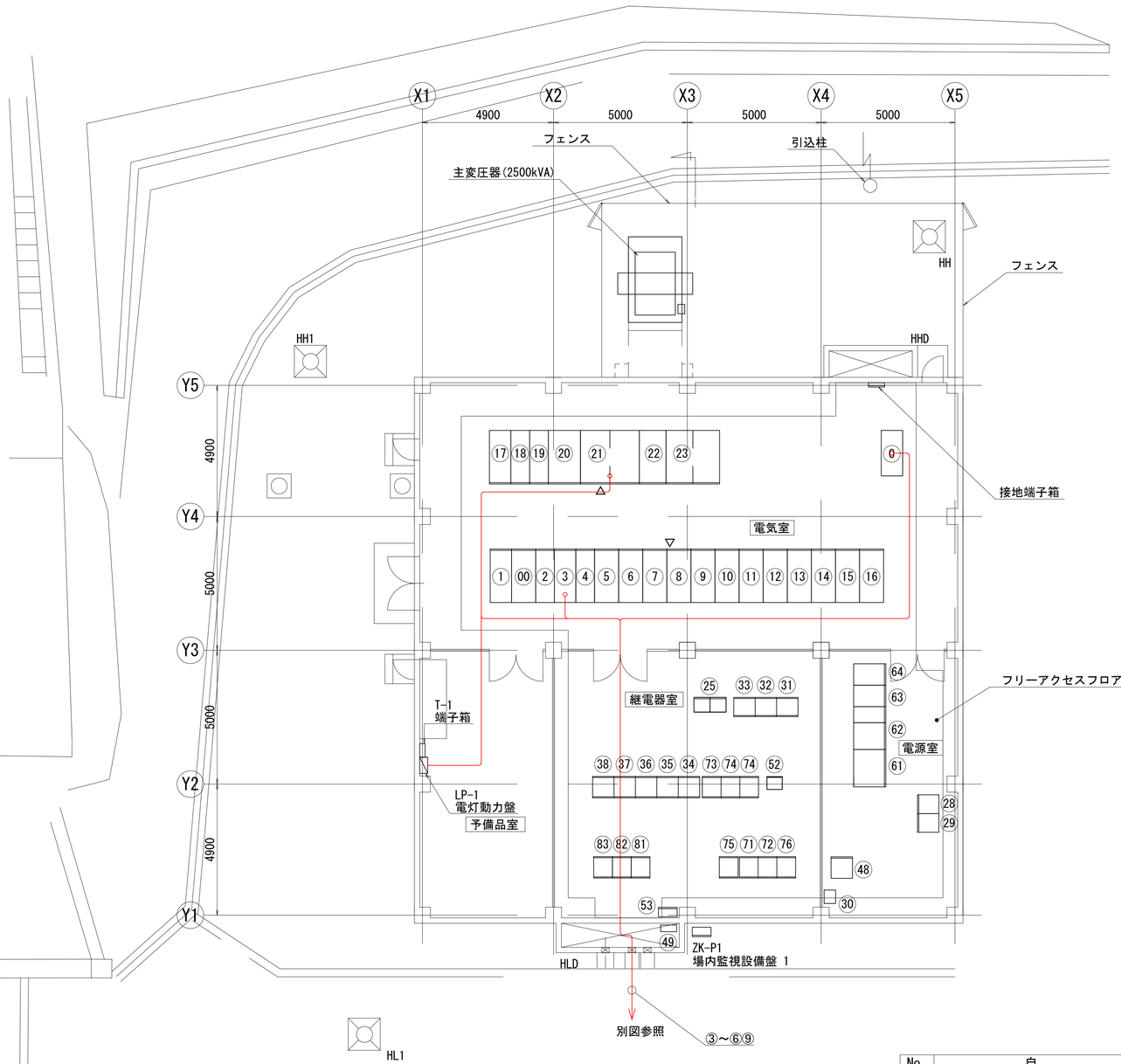
高野浄水場 全体平面図　S=1/500

No.	自	至	種別	本数
①	パワーコンディショナ盤	接続箱	CV38sq-2c	6
②	パワーコンディショナ盤	気象変換箱	CVVS2sq-6c	1
③	パワーコンディショナ盤	動力主幹盤	CVT150sq	3
④	パワーコンディショナ盤	動力主幹盤	IV38sq	1
⑤	パワーコンディショナ盤	電源切替盤	CVV2sq-2c	1
⑥	パワーコンディショナ盤	太陽光発電用保護継電器盤	CVV2sq-2c	1
⑦	パワーコンディショナ盤	表示盤	KPEV-SCF1.25sq-2P	1
⑧	パワーコンディショナ盤	本館2F	KPEV-SCF1.25sq-2P	1
⑨	気象変換箱	電灯盤	CV5.5sq-2c	1
⑩	中央設備用分電盤無停電電源用	表示盤	CV3.5sq-2c	1

注　記

1. 特記なきは全て既設を示す。
2. ▨ は撤去（太陽光パネル、盤類）を示す。
3. ——— は撤去（ケーブル）を示す。

工事名	高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業（PPA）		
図面名	高野浄水場　全体平面図（撤去）		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	1/500	図面番号	1-10
会社名			
事業者名	三重県企業庁　中勢水道事務所		



電気棟　平面図　S=1/100

No.	自	至	種別	本数
①	パワーコンディショナ盤	接続箱	CV38sq-2c	6
②	パワーコンディショナ盤	気象変換箱	CVVS2sq-6c	1
③	パワーコンディショナ盤	動力主幹盤	CVT150sq	3
④	パワーコンディショナ盤	動力主幹盤	IV38sq	1
⑤	パワーコンディショナ盤	電源切替盤	CVV2sq-2c	1
⑥	パワーコンディショナ盤	太陽光発電用保護継電器盤	CVV2sq-2c	1
⑦	パワーコンディショナ盤	表示盤	KPEV-SCF1.25sq-2P	1
⑧	パワーコンディショナ盤	本館2F	KPEV-SCF1.25sq-2P	1
⑨	気象変換箱	電灯盤	CV5.5sq-2c	1
⑩	中央設備用分電盤無停電電源用	表示盤	CV3.5sq-2c	1

電気室名称一覧表

番号	盤記号	盤名称	備考
①	MC-01AN	受電盤	
②	MC-02N	主変圧器二次盤／予備	
③	MC-03N	電源切換盤	
④	MC-04N	母線変成器盤	
⑤	MC-11N	1号取水ポンプ盤	
⑥	MC-12N	2号取水ポンプ盤	
⑦	MC-13N	3号取水ポンプ盤	
⑧	MC-14N	4号取水ポンプ盤	
⑨	MC-15N	1号洗浄ポンプ盤	
⑩	MC-16N	2号洗浄ポンプ盤	
⑪	MC-17N	1号送水ポンプ盤	
⑫	MC-18N	2号送水ポンプ盤	
⑬	MC-19N	3号送水ポンプ盤	
⑭	MC-20N	4号送水ポンプ盤	
⑮	MC-21N	5号送水ポンプ盤	
⑯	MC-22N	6号送水ポンプ盤	
⑰	MC-05N	進相コンデンサ盤	
⑱	MC-06AN, BN	沈砂池電源盤／汚泥電源盤	
⑲	MC-07AN, BN	動力変圧器一次盤／電灯変圧器一次盤	
⑳	MC-08N	動力変圧器盤	
㉑	LC-01N	動力主幹盤	
㉒	MC-09N	電灯変圧器盤	
㉓	LC-02N	電灯主幹盤	
⓪	MC-10N	太陽光発電用保護継電器盤	
⓪⓪	MC-01BN	一次負荷開閉器盤	

継電器室名称一覧表

番号	盤記号	盤名称	備考
㉛	KLC-01	計装・電源分岐盤	
㉜	LB-01Na	1･3号取水ポンプ制御盤	
㉝	LB-01Nb	2･4号取水ポンプ制御盤	
㉞	LB-04N	補機盤	
㉟	LB-02N	洗浄ポンプ制御盤	
㊱	LB-03Na	1･2号送水ポンプ制御盤	
㊲	LB-03Nb	3･4号送水ポンプ制御盤	
㊳	LB-05N	5･6号送水ポンプ制御盤	
㊷	ZK-TB	立入センサ中継器	
㊸	MDF-01	通信用総合端子盤	
㊶	TLC-01	沈澱池 入出力/制御装置	
㊷	RLC-01	ろ過池 入出力/制御装置	
㊸	PLC-01	受変電・ポンプ 入出力/制御装置	
㊹	PTB-01,02	受変電・ポンプ 中継装置(1),(2)	
㊺	HDLC-03	場外系 入出力/制御装置	
㊻	YLC-01	薬注 入出力/制御装置	
㊶	HDLC-00	場外設備遠方監視制御装置	
㊷	HDLC-02	工業用水道設備遠方監視制御装置	
㊸	HDLC-01	雲出川水系設備遠方監視制御装置	
㉕	CC-01N	洗浄・送水コントロールセンタ	

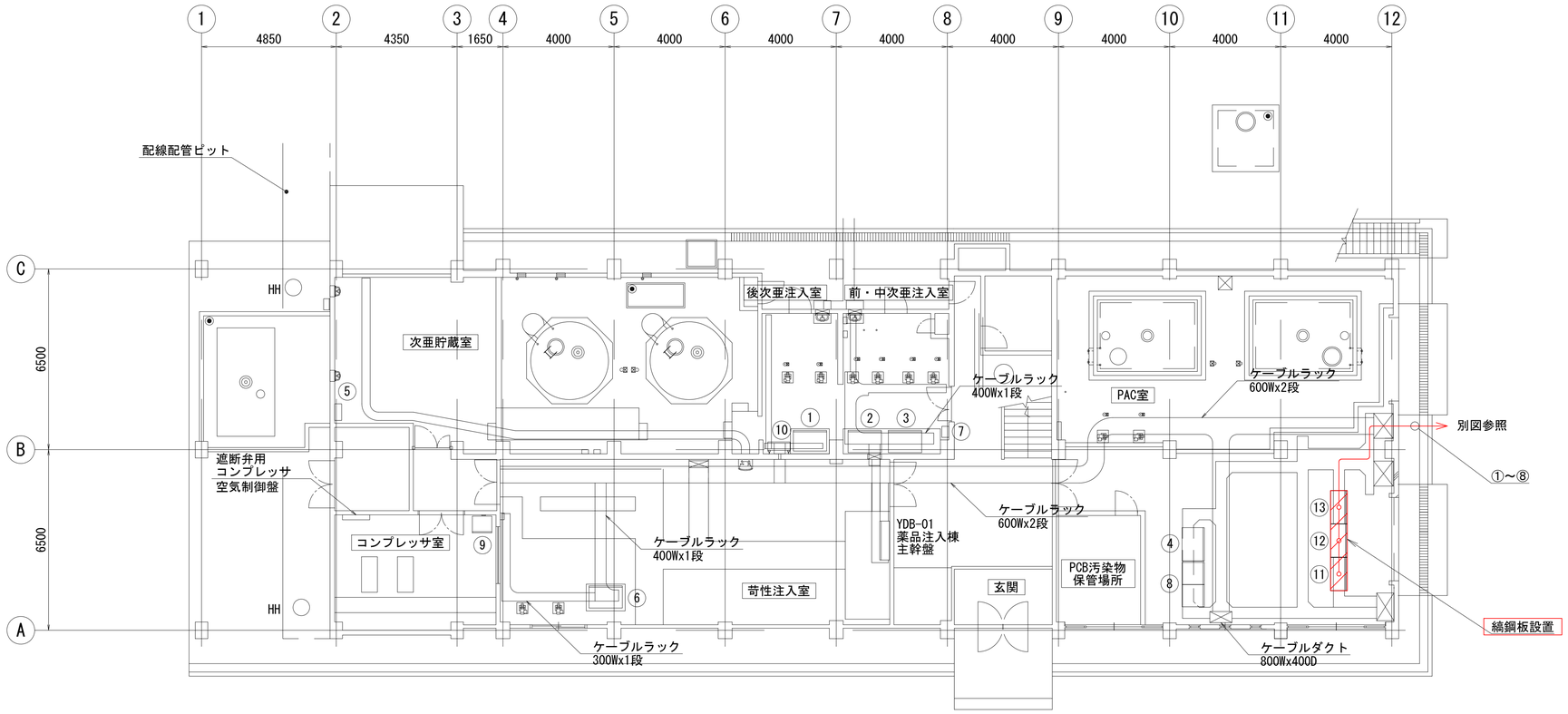
電源室・屋外名称一覧表

番号	盤記号	盤名称	備考
㉘		蓄電池盤	
㉙	DC	直流電源盤	
㉚		一志上野分水用電源耐雷トランス	
㊶	BUP-01	分散制御用蓄電池盤	
㊷	BUP-02	分散制御用整流器盤	
㊸	BUP-03	分散制御用インバータ盤	
㊹	BUP-04	分散制御用分電盤	
㊽	BLP-01N	無停電設備電源切換盤	
㊾	BLP-02N	無停電設備電源切換中継盤	

注　記

1. 特記なきは全て既設を示す。
2. ――― は撤去（ケーブル）を示す。

工事名	高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業（PPA）		
図面名	高野浄水場　電気棟平面図（撤去）		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	1/100	図面番号	1-11
会社名			
事業者名	三重県企業庁　中勢水道事務所		



送水ポンプ室名称一覧表

番号	盤記号	盤名称	備考
①	YLP-10	後次亜注入制御盤	
②	YLP-11	前次亜注入制御盤	
③	YLP-12	中次亜注入制御盤	
④	YLP-13	PAC注入制御盤	
⑤	YLCB-10	次亜貯蔵室換気扇盤	
⑥	YLP-14	苛性ソーダ注入制御盤	
⑦	YLCB-11	前・中注入室換気扇盤	
⑧	YLB-01,02	薬注設備中継装置 (1),(2)	
⑨	RLP-12	遮断弁用コンプレッサ盤	
⑩	YTB-01	後次亜中継端子盤	
⑪		パワーコンディショナ盤(1)	撤去
⑫		パワーコンディショナ盤(2)	〃
⑬		パワーコンディショナ盤(3)	〃

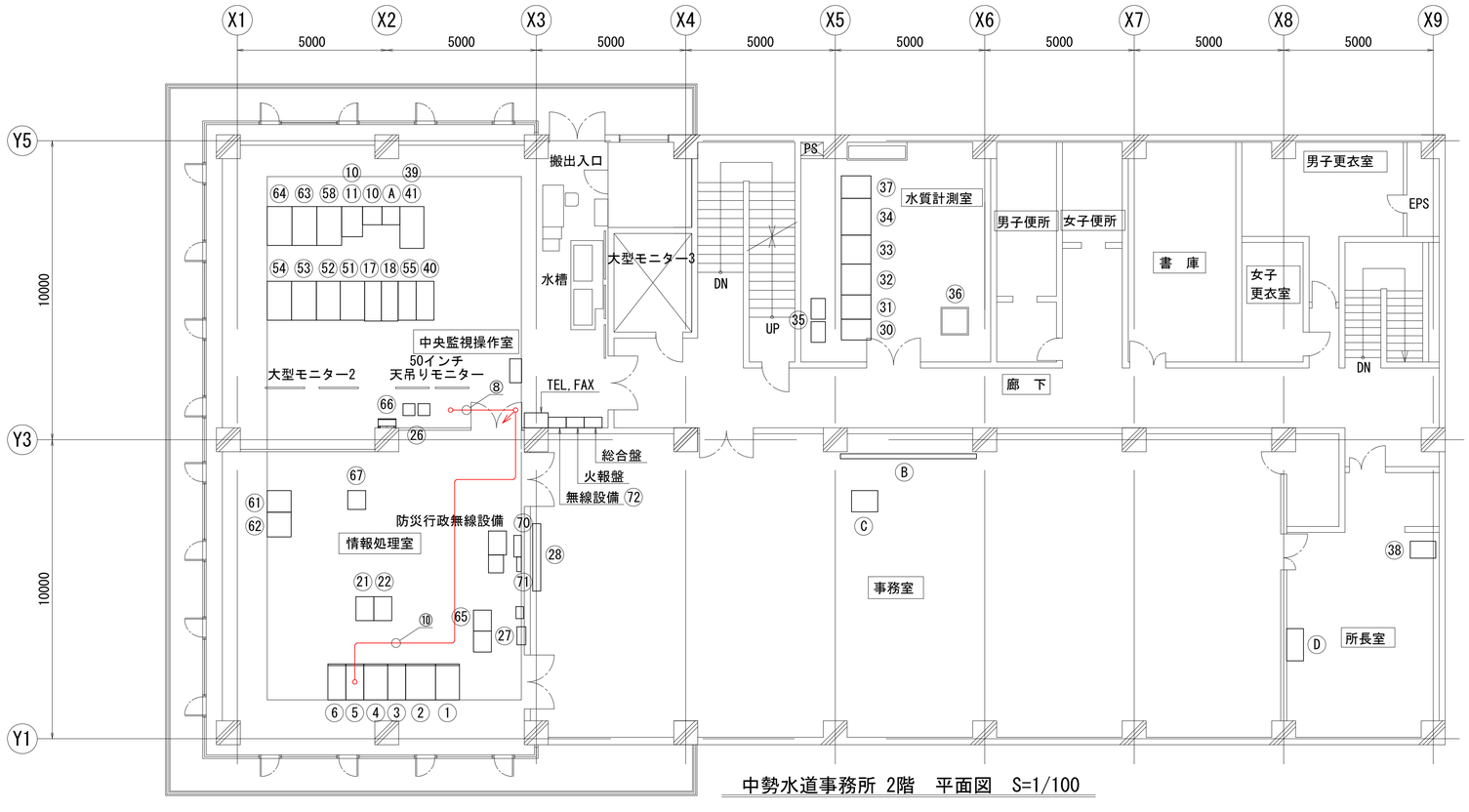
薬品注入棟 1階　平面図　S=1/100

No.	自	至	種別	本数
①	パワーコンディショナ盤	接続箱	CV38sq-2c	6
②	パワーコンディショナ盤	気象変換箱	CVVS2sq-6c	1
③	パワーコンディショナ盤	動力主幹盤	CVT150sq	3
④	パワーコンディショナ盤	動力主幹盤	IV38sq	1
⑤	パワーコンディショナ盤	電源切替盤	CVV2sq-2c	1
⑥	パワーコンディショナ盤	太陽光発電用保護継電器盤	CVV2sq-2c	1
⑦	パワーコンディショナ盤	表示盤	KPEV-SCF1.25sq-2P	1
⑧	パワーコンディショナ盤	本館2F	KPEV-SCF1.25sq-2P	1
⑨	気象変換箱	電灯盤	CV5.5sq-2c	1
⑩	中央設備用分電盤無停電電源用	表示盤	CV3.5sq-2c	1

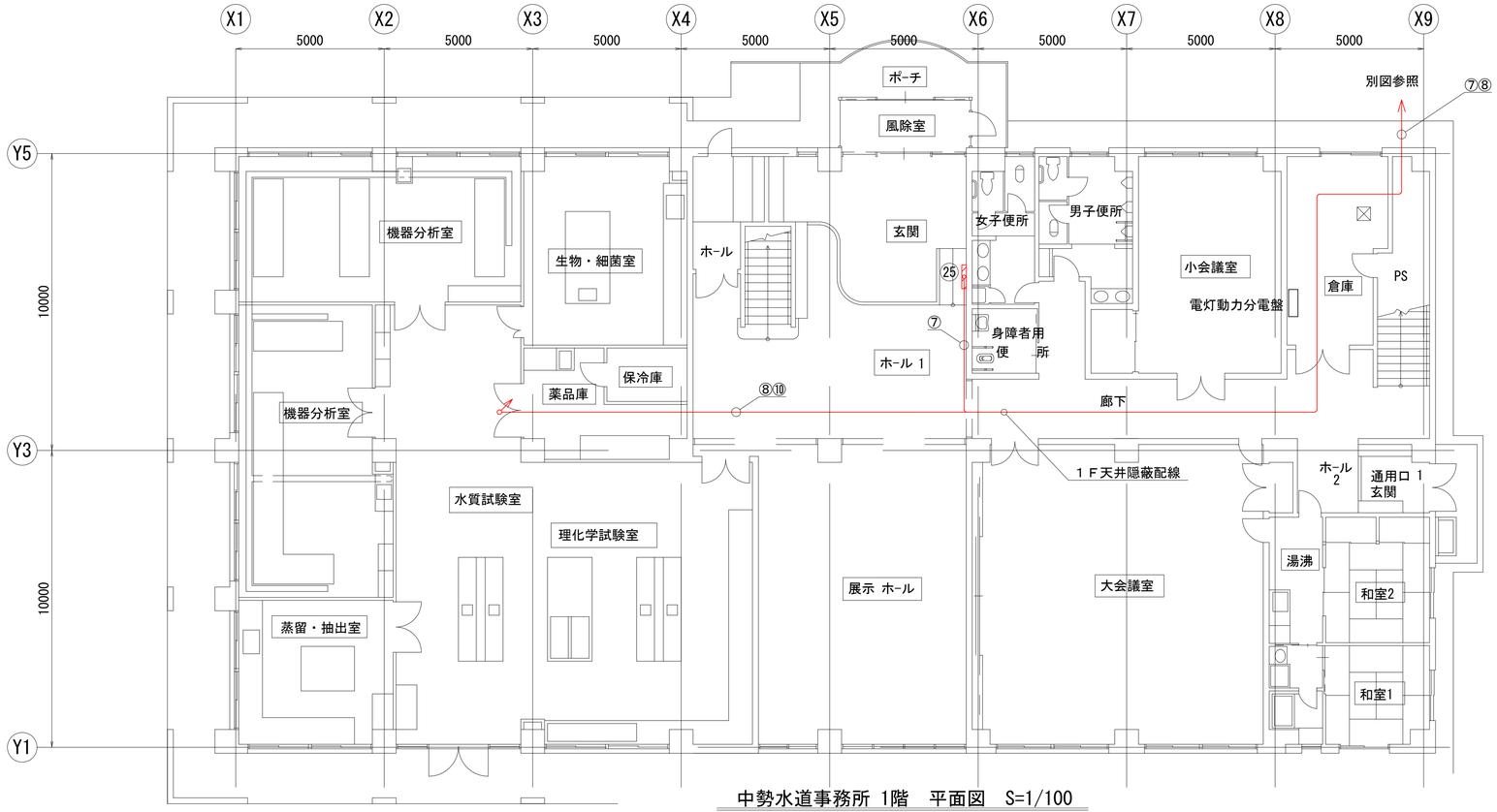
注　記

1. 特記なきは全て既設を示す。
2. ▨ は撤去（盤類）を示す。
3. ——— は撤去（ケーブル）を示す。
4. □ は今回を示す。

工事名	高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業（PPA）		
図面名	高野浄水場　薬品注入棟平面図（撤去）		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	1/100	図面番号	1-12
会社名			
事業者名	三重県企業庁　中勢水道事務所		



中勢水道事務所 2階　平面図　S=1/100



中勢水道事務所 1階　平面図　S=1/100

機器名称一覧表

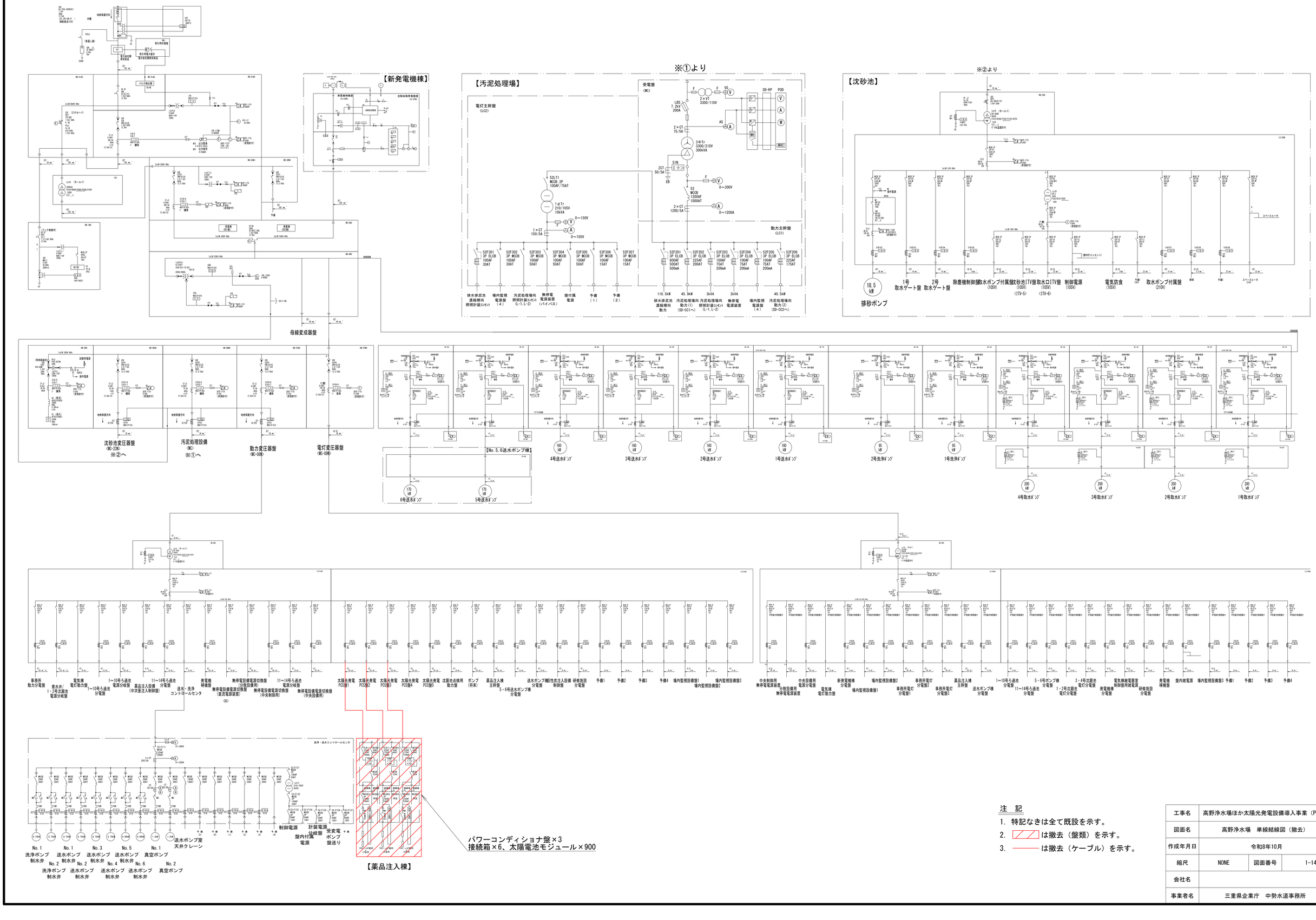
番号	盤記号	盤名称	備考
①	CUP-01	中央設備用蓄電池盤	
②	CUP-02-01	中央設備用整流器盤1	
③	CUP-02-02	中央設備用整流器盤2	
④	CUP-03	中央設備用インバーター盤	
⑤	CUP-04	中央設備用分電盤無停電電源用	
⑥	CLP-01	中央設備用分電盤有停電電源用	
⑩		大里データ処理装置(PC,PR)	
⑪		電話機(録音装置付き)(中央制御室)	
⑰	O-CRT-1	大里浄水場CRT監視装置(1)	
⑱	O-CRT-2	大里浄水場CRT監視装置(2)	
㉑	ACG-801B	大里浄水場情報伝送装置-1(大里浄水場)制御用	
㉒	ACG-802B	大里浄水場情報伝送装置-2(大里浄水場)制御用	
㉕		表示盤	撤去
㉖		大里用メッセージプリンター/CRTハードコピー	
㉗		ファイルサーバー(MDF,電話交換機)	
㉘	DLP-1	データ表示装置(事務所)大型モニター4	
㉚		原水、混和水自動連続測定架	
㉛		処理水、ろ過水自動連続測定架	
㉜		浄水入力、出口自動連続測定架	
㉝		浄水アルカリ度計、試薬タンク	
㊱		水質変換器盤	
㊳	LCD-5	LCD監視卓（所長室）	
㊴		気象データ表示装置	
㊵		監視カメラ操作卓	
㊶	O-PC	大里データ処理装置(PC,プリンタ)	
㊶	LCD-1	LCD監視操作卓(高野浄水場)1	
㊷	LCD-2	LCD監視操作卓(高野浄水場)2	
㊸	LCD-3	LCD監視操作卓(高野浄水場)3	
㊹	PC-1	大型モニター操作卓	
㊺		進入警報装置操作卓	
㊽	PR-1	(高野監視制御用)プリンタ卓	
㊶	SV-1	データサーバ	
㊷	CIO-01	水質、管理本館I/O盤	
㊸	YSV-1	薬注設備演算サーバ	
㊹	LCD-4	帳票用パソコン	
㊺		監視カメラ制御盤1,2	
㊻		屋外灯操作盤	
㊼		進入警報装置制御盤	
Ⓐ		スイッチャー(大型モニター1～3用)収納箱	
Ⓑ		大型モニター	
Ⓒ		ー	
Ⓓ		ファイルサーバー（所長室）	
㊿		業務用無線装置	
㊶		三重県防災行政無線	
㊷		衛星携帯電話	

No.	自	至	種別	本数
⑦	パワーコンディショナ盤	表示盤	KPEV-SCF1.25sq-2P	1
⑧	パワーコンディショナ盤	本館2F	KPEV-SCF1.25sq-2P	1
⑩	中央設備用分電盤無停電電源用	表示盤	CV3.5sq-2c	1

注　記

1. 特記なきは全て既設を示す。
2. ▨ は撤去（盤類）を示す。
3. ——— は撤去（ケーブル）を示す。

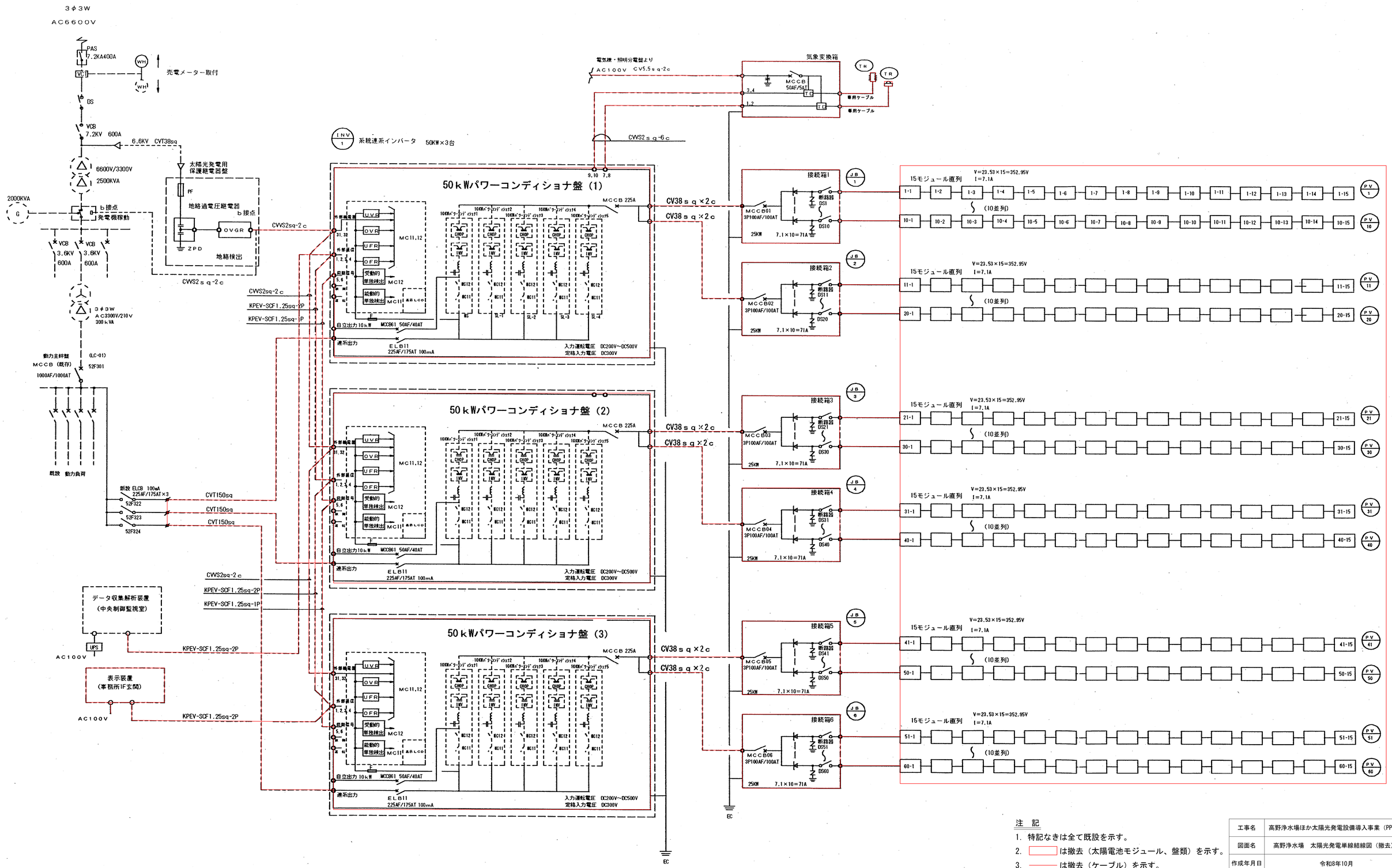
工事名	高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業（PPA）		
図面名	中勢水道事務所　平面図（撤去）		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	1/100	図面番号	1-13
会社名			
事業者名	三重県企業庁　中勢水道事務所		



注　記

1. 特記なきは全て既設を示す。
2. ▨ は撤去（盤類）を示す。
3. ——— は撤去（ケーブル）を示す。

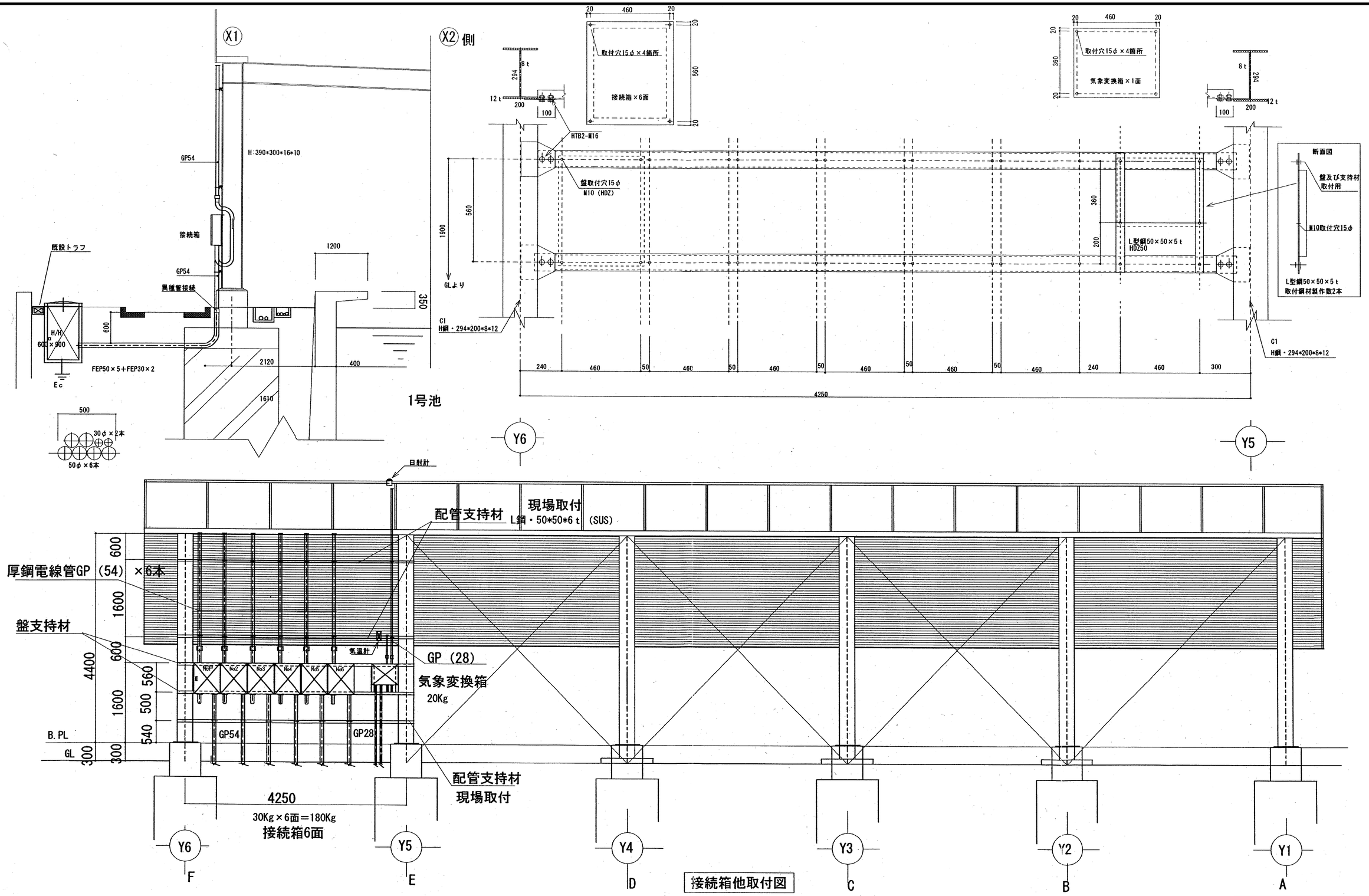
工事名	高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業（PPA）		
図面名	高野浄水場　単線結線図（撤去）		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	NONE	図面番号	1-14
会社名			
事業者名	三重県企業庁　中勢水道事務所		



注 記

1. 特記なきは全て既設を示す。
2. □ は撤去（太陽電池モジュール、盤類）を示す。
3. ——— は撤去（ケーブル）を示す。

工事名	高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業（PPA）		
図面名	高野浄水場　太陽光発電単線結線図（撤去）		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	NONE	図面番号	1-15
会社名			
事業者名	三重県企業庁　中勢水道事務所		



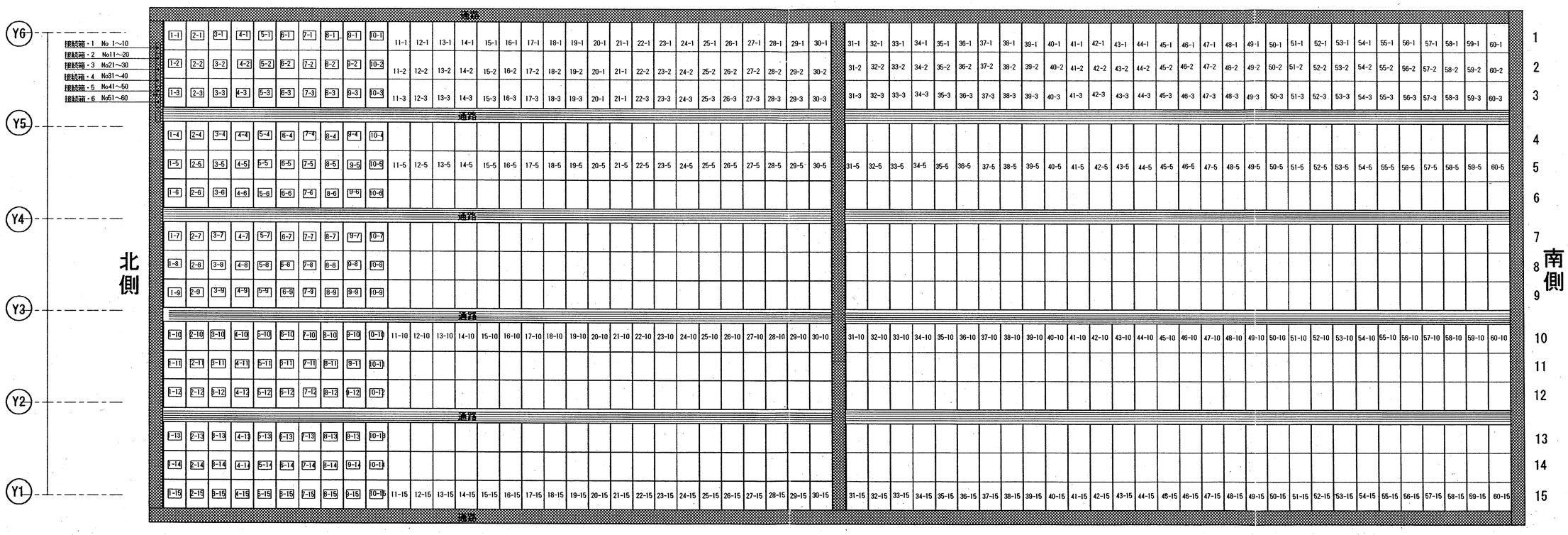
接続箱他取付図

工事名	高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業（PPA）		
図面名	高野浄水場　既設接続箱取付図（撤去）		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	NONE	図面番号	1-16
会社名			
事業者名	三重県企業庁　中勢水道事務所		

東側

接続箱・1 ー側　接続箱・2 ー側　接続箱・3 ー側　接続箱・4 ー側　接続箱・5 ー側　接続箱・6 ー側

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 | 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 | 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 | 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 | 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 | 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60



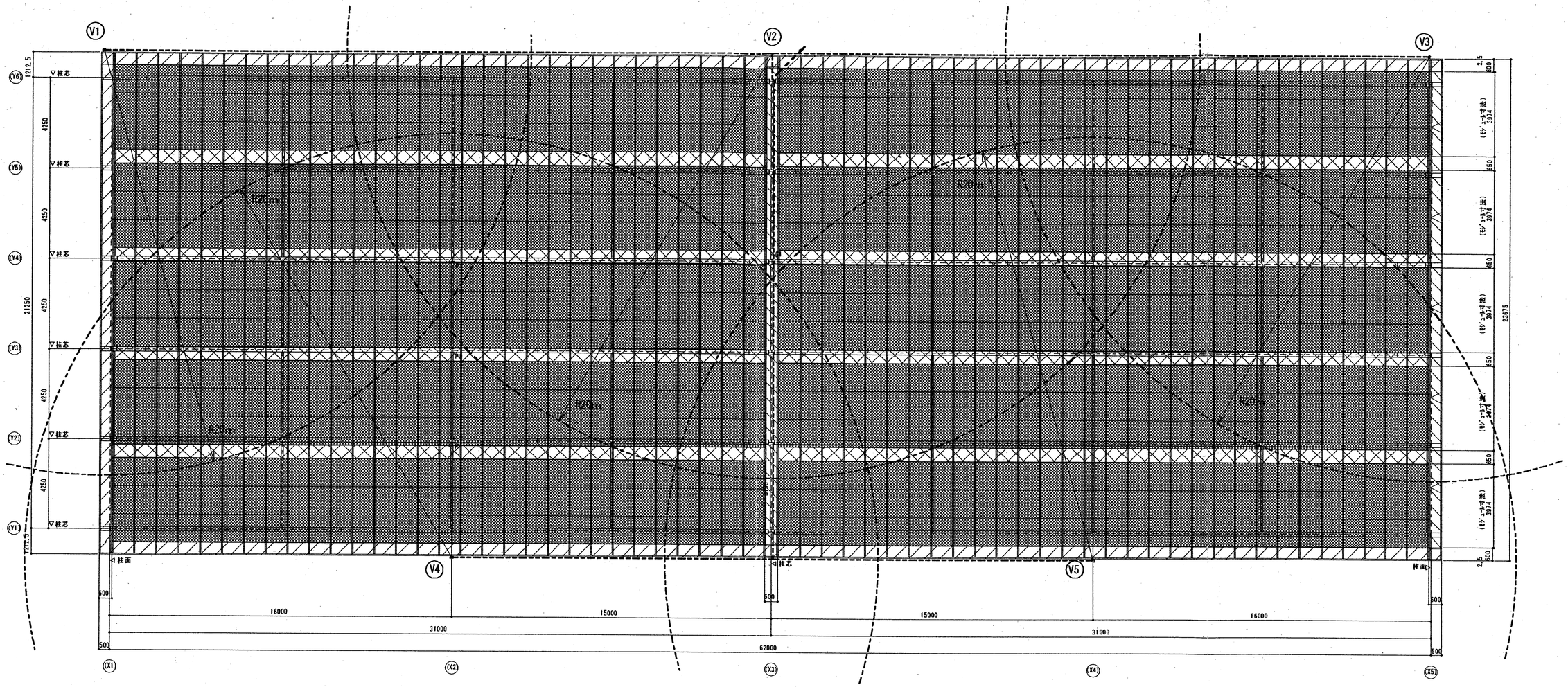
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 | 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 | 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 | 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 | 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 | 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60

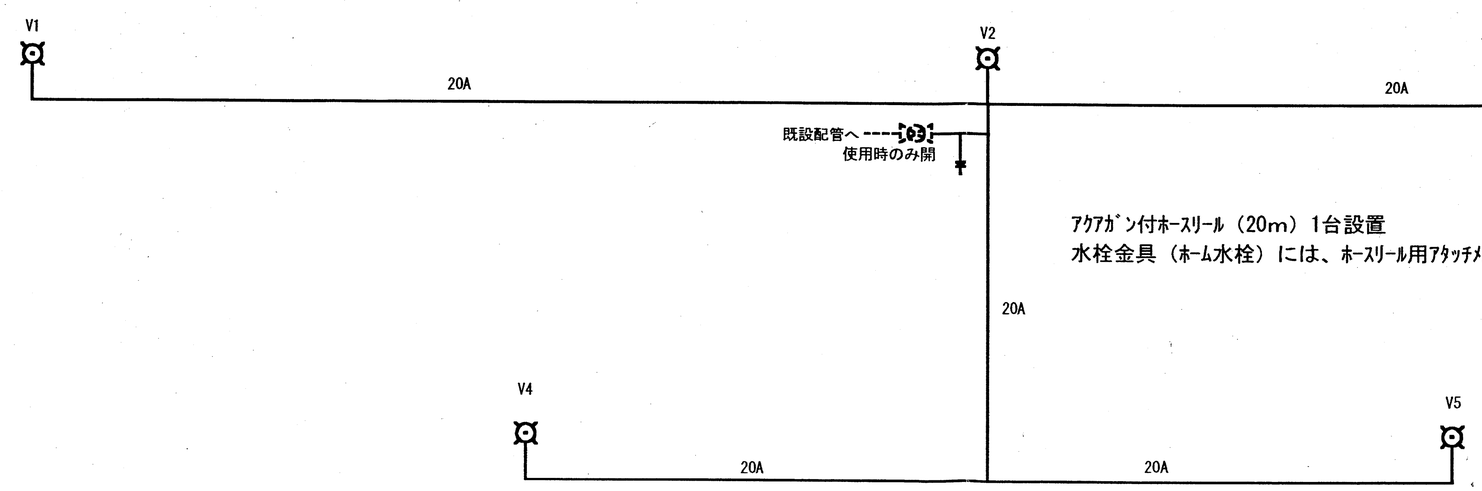
接続箱・1 ＋側　接続箱・2 ＋側　接続箱・3 ＋側　接続箱・4 ＋側　接続箱・5 ＋側　接続箱・6 ＋側

X1　X2　X3　X4　X5

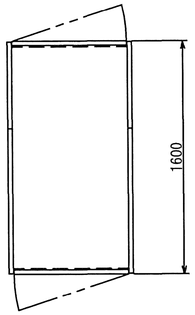
西側

工事名	高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業（PPA）		
図面名	高野浄水場 既設太陽電池モジュール配置図（撤去）		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	NONE	図面番号	1-17
会社名			
事業者名	三重県企業庁　中勢水道事務所		



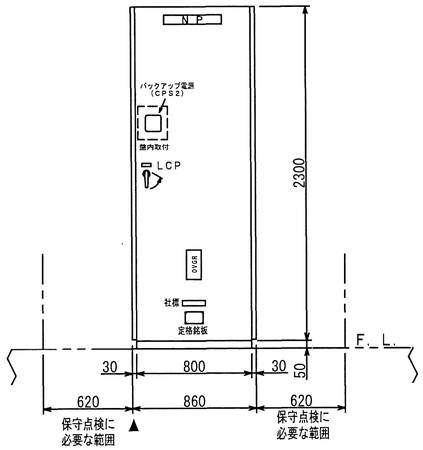


工事名	高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業（PPA）		
図面名	高野浄水場　既設洗浄配管図（参考）		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	NONE	図面番号	1-18
会社名			
事業者名	三重県企業庁　中勢水道事務所		

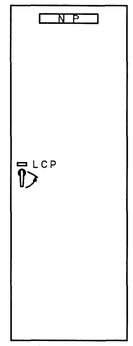


平面図

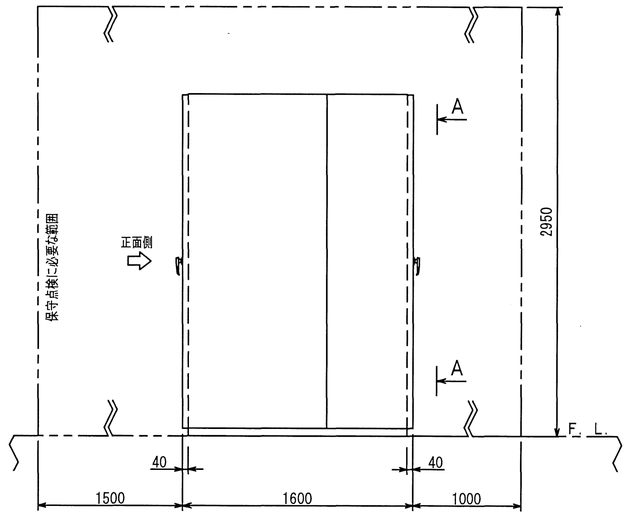
本体質量（ｋｇ）	８００
別送質量（ｋｇ）	無し



正面図



背面扉図
（矢視Ａ－Ａ）



側面図

ＮＰ記入文字
（４００×６３×ｔ５　ステンレス製ねじ止め）

記入文字
太陽光発電用保護継電器盤

ＬＣＰ記入文字
（６３×２０×ｔ３　ステンレス製ねじ止め）

記入文字
ＭＣ－１０Ｎ

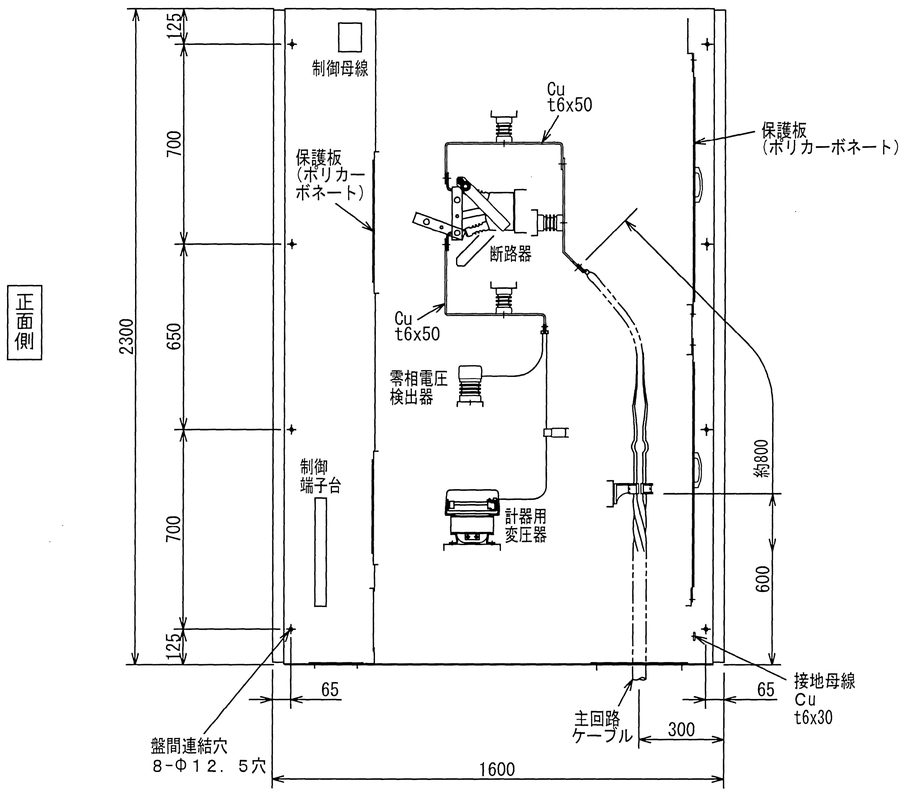
注）１．▲印は盤据付位置起点を示します。
　　２．本体質量は別送質量を含めた質量です。

工事名	高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業（PPA）		
図面名	高野浄水場 太陽光発電用保護継電器盤外形図（参考）		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	NONE	図面番号	1-19
会社名			
事業者名	三重県企業庁　中勢水道事務所		

規格の名称	スイッチギヤ
側面図	４ＢＱ０１９２４
ロケーション	ＭＣ－１０Ｎ
形　式	ＨＺＺ－６Ｇ１３
定格電圧	７．２ｋＶ
定格母線電流・短時間	２００Ａ・１２．５ｋＡ（１Ｓ）

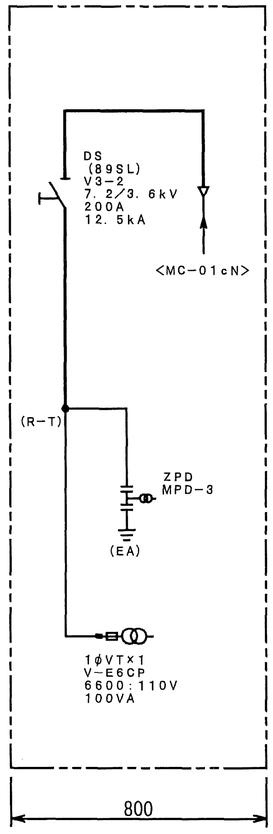
注）定格短時間耐電流の通電時間は定格銘板には記載しません。

盤幅：800



側面図

ユニット番号	定格電流（A）	スイッチギヤの形	ユニット形式	外部ケーブル 圧縮端子は＊印 種類	心	本	mm²	↓	ブラケット形式	備　考
－	100	CX	HTCR-3F1	CET	－	1	38		(HD-35)	

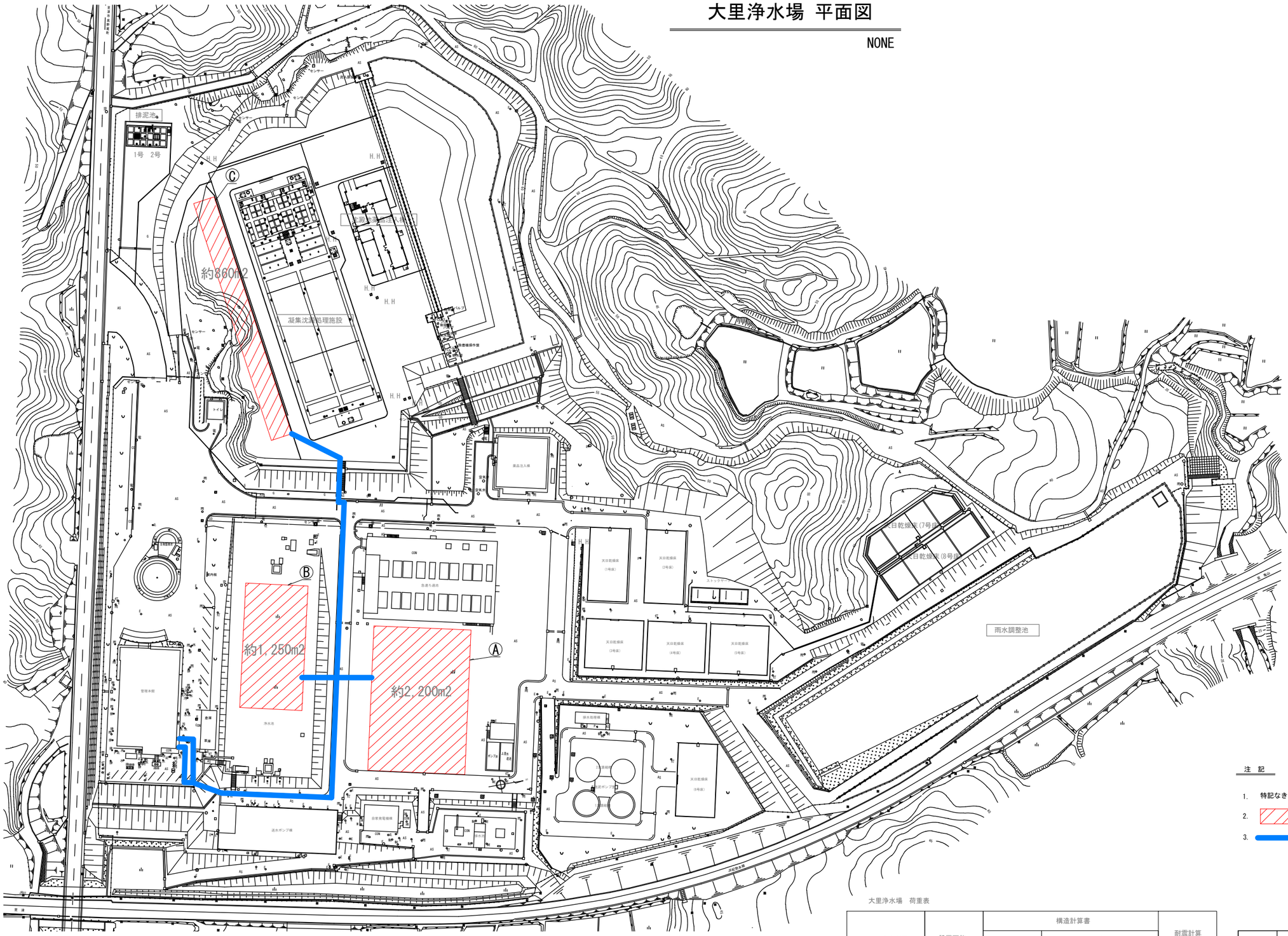


配置単線接続図

工事名	高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業（PPA）		
図面名	高野浄水場　太陽光発電用保護継電器盤 側面図・配置単線接続図（参考）		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	NONE	図面番号	1-20
会社名			
事業者名	三重県企業庁　中勢水道事務所		

大里浄水場 平面図

NONE



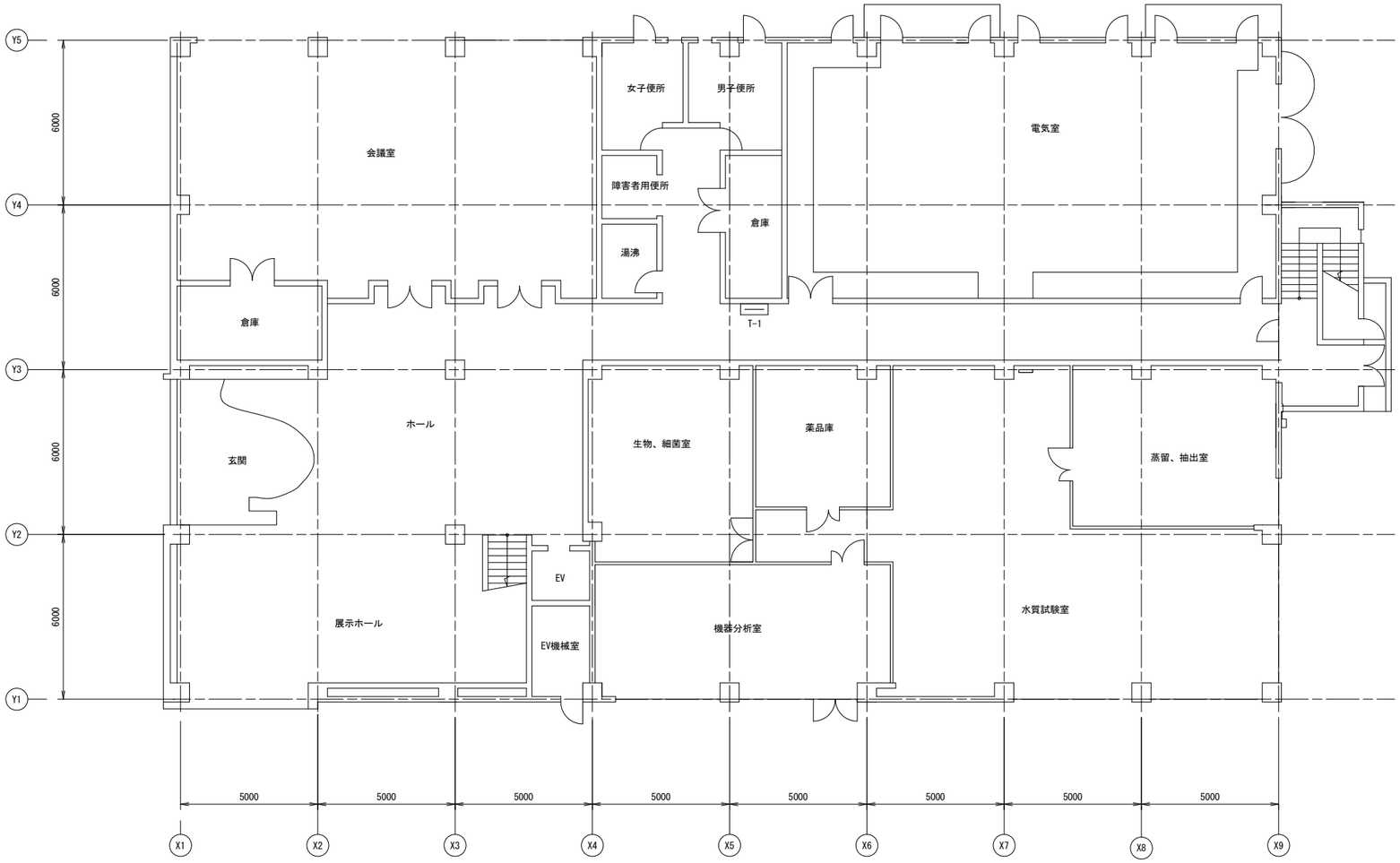
注 記

1. 特記なきは全て既設を示す。
2. ▨ は太陽光パネル設置候補地を示す。
3. ━ は配線ルート（埋設）（案）を示す。

大里浄水場 荷重表

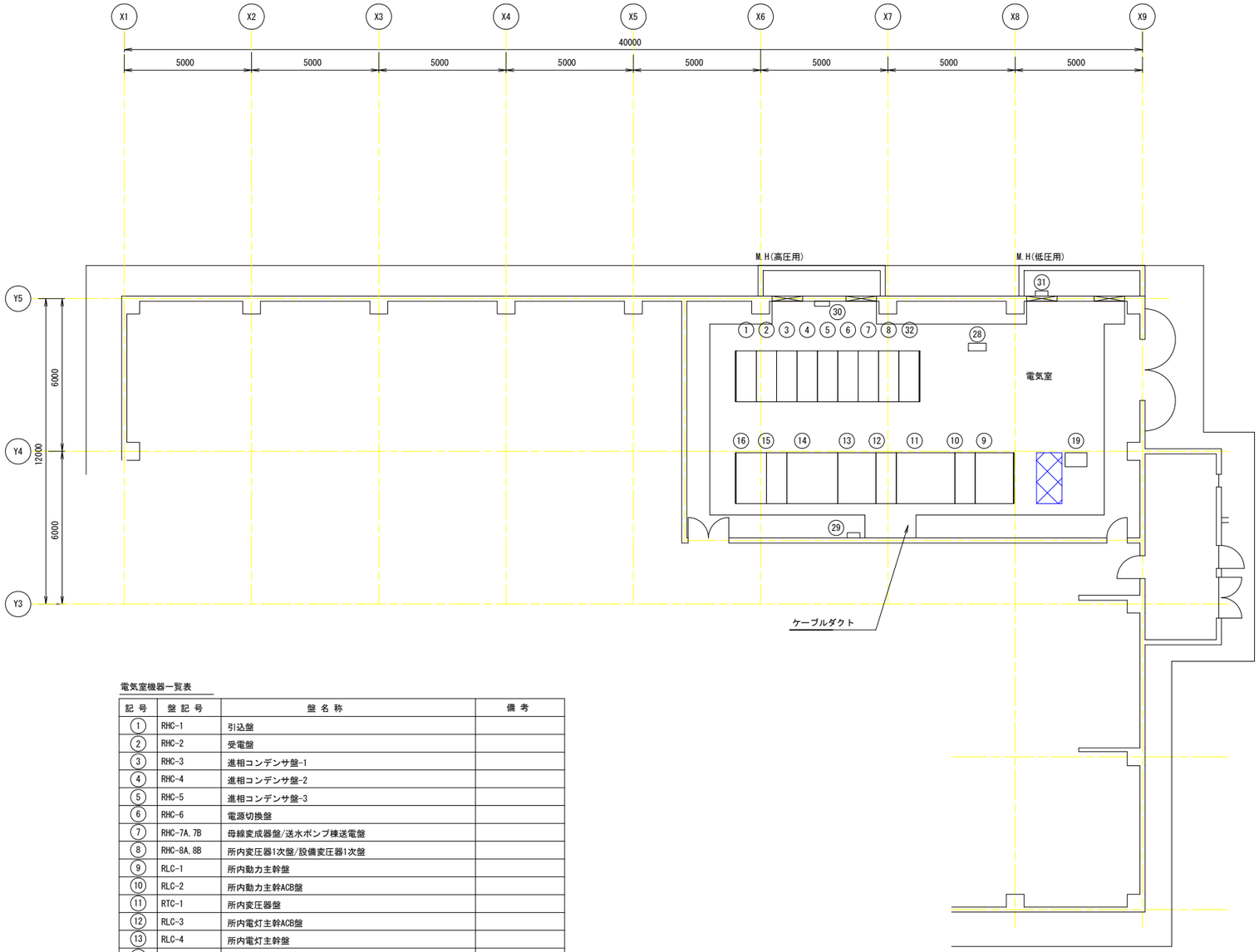
条件箇所		設置可能面積（概数）	構造計算書			耐震計算 覆土深さ
			積載荷重（余裕荷重）	覆土（1.8t/m3）		
				深さ	荷重	
Ⓐ	ろ過池横（空地）	約2,200m2				
Ⓑ	浄水池	約1,250m2	1.00～0.82t/m2	0.9～1.0m	1.62～1.8t/m2	1.0m
Ⓒ	沈殿池横（空地）	約860m2				

工事名	高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業（PPA）		
図面名	大里浄水場 全体平面図		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	NONE	図面番号	2－1
会社名			
事業者名	三重県企業庁中勢水道事務所		



大里浄水場管理本館1F平面図 S=NONE

工事名	高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業（PPA）		
図面名	大里浄水場　管理本館１階平面		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	NONE	図面番号	2－2
会社名			
事業者名	三重県企業庁中勢水道事務所		



電気室機器一覧表

記 号	盤 記 号	盤 名 称	備 考
①	RHC-1	引込盤	
②	RHC-2	受電盤	
③	RHC-3	進相コンデンサ盤-1	
④	RHC-4	進相コンデンサ盤-2	
⑤	RHC-5	進相コンデンサ盤-3	
⑥	RHC-6	電源切換盤	
⑦	RHC-7A, 7B	母線変成器盤/送水ポンプ棟送電盤	
⑧	RHC-8A, 8B	所内変圧器1次盤/設備変圧器1次盤	
⑨	RLC-1	所内動力主幹盤	
⑩	RLC-2	所内動力主幹ACB盤	
⑪	RTC-1	所内変圧器盤	
⑫	RLC-3	所内電灯主幹ACB盤	
⑬	RLC-4	所内電灯主幹盤	
⑭	RTC-2	設備変圧器盤	
⑮	RLC-5	設備主幹ACB盤	
⑯	RLC-6	設備主幹盤	
⑲	RTB-1	管理本館中継端子盤	
㉘		屋外灯操作盤	
㉙		ITV設備照明用分電盤	
㉚	REB-1	接地端子箱	
㉛		無停仮設電源用端子盤	
㉜	RHC-9A, 9B	排水処理棟送電盤/沈澱池薬品注入棟送電盤	

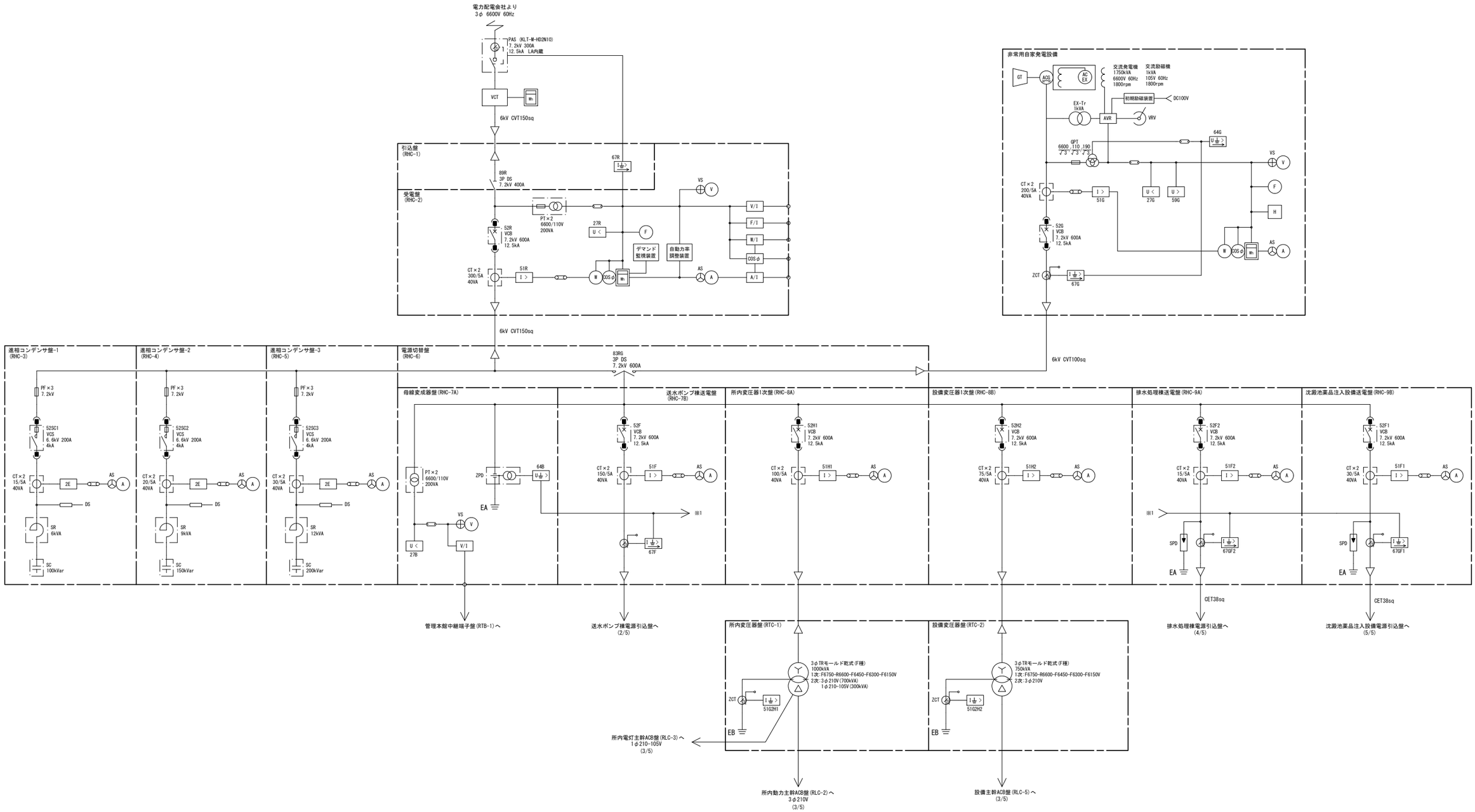
大里浄水場 管理本館1階電気室機器配置図

（受変電設備）

注 記

1. 特記なきは全て既設を示す。
2. ▨ は盤設置が必要な場合の設置箇所範囲を示す。

工事名	高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業（PPA）		
図面名	大里浄水場　管理本館１階電気室平面図		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	NONE	図面番号	2－3
会社名			
事業者名	三重県企業庁中勢水道事務所		



工事名	高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業 (PPA)		
図面名	大里浄水場　単線結線図１		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	NONE	図面番号	2－4
会社名			
事業者名	三重県企業庁中勢水道事務所		

送水ポンプ棟送電盤
<RHC-7B>より
3φ3W 6.6kV 60Hz

電源引込盤
<PHC-1>
3P DS
7.2kV
400A
VT*2
6.6kV/110V
U<
VS
V
V/T
PF
F

芸濃送水向ポンプ変圧器1次盤/
津山室-河芸向ポンプ変圧器1次盤
<PHC-2A,2B>
VCB
7.2kV
600A
12.5kA
CT*2
50/5A
I>
AS
A
*2

芸濃送水向ポンプ変圧器盤
<PTC-1>
3φTR(モールド)
6.6kV/440V
750kVA
I≒>
ZCT
EB

津山室-河芸向ポンプ変圧器盤
<PTC-2>
3φTR(モールド)
6.6kV/440V
500kVA

芸濃送水向ポンプ主幹盤
<PLC-1>
VT*2
440/110V
PF
F
VS
3P
MCCB
1000AF
1000AT
CT*2
1000/5A

津山室-河芸向ポンプ主幹盤
<PLC-2>
3P
MCCB
800AF
700AT
CT*2
750/5A

2P MCCB 100AF 30AT
1φ TR 2kVA 440/110V
2P MCCB 50AF
制御電源
3P MCCB 600AF 600AT
3P MCCB 225AF 225AT
3P MCCB 100AF 100AT
3P MCCB 400AF 400AT
予備

芸濃送水向
1号ポンプ制御盤
<PZB-G1>
芸濃送水向
2号ポンプ制御盤
<PZB-G2>
芸濃送水向
3号ポンプ制御盤
<PZB-G3>
河芸向
1号ポンプ制御盤
<PZB-K1>
河芸向
2号ポンプ制御盤
<PZB-K2>
河芸向
3号ポンプ制御盤
<PZB-K3>
津山室向
1号ポンプ制御盤
<PZB-T1>
津山室向
2号ポンプ制御盤
<PZB-T2>
津山室向
3号ポンプ制御盤
<PZB-T3>

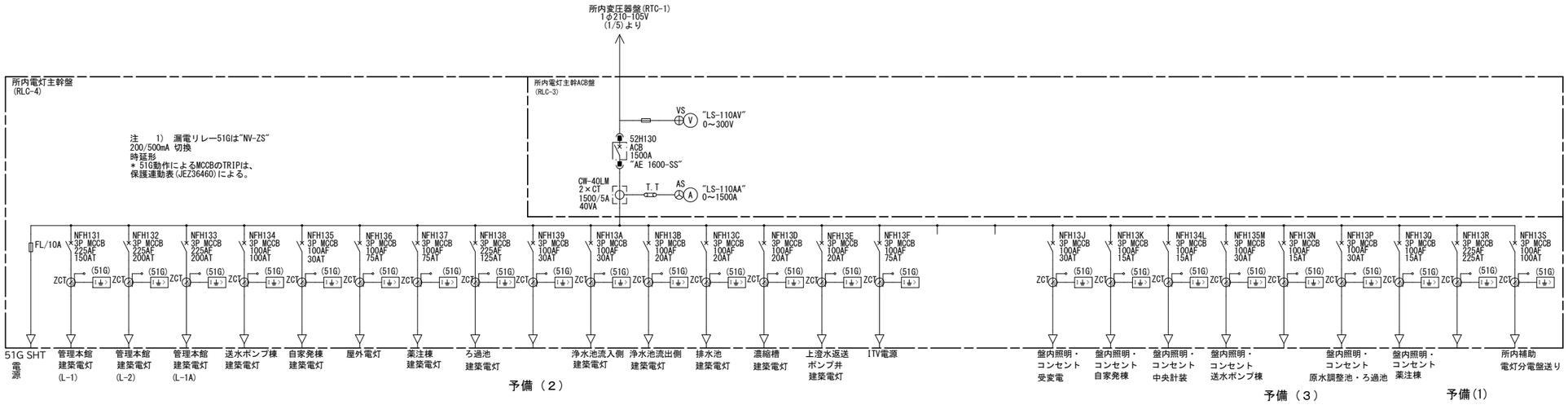
2P MCCB 50AF 15AT
3P MCCB 50AF 15AT
3P MCCB 600AF 600AT
3P MCCB 100AF 100AT
3P MCCB 400AF 400AT
1φ TR 1kVA 440/110V
CT 600/5A
CC
A
A/T
2E
MC
SR
THR
SC 50kVar
SC 6kVar
SC 24kVar
I≒>
ZCT

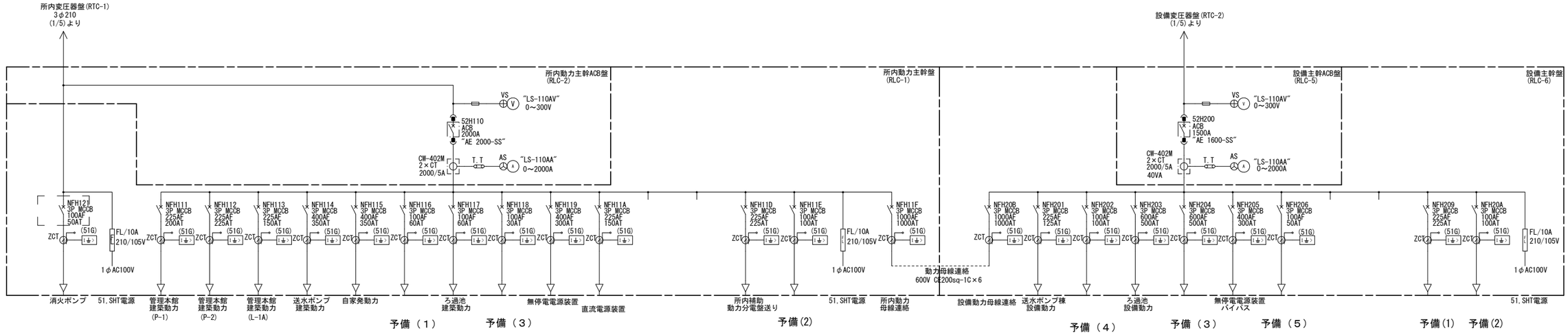
M 210 芸濃送水向 1号ポンプ
M 1.5 芸濃送水向 1号ポンプ吐出弁
M 210 芸濃送水向 2号ポンプ
M 1.5 芸濃送水向 2号ポンプ吐出弁
M 210 芸濃送水向 3号ポンプ
M 1.5 芸濃送水向 3号ポンプ吐出弁
M 22 河芸向 1号ポンプ
M 1.5 河芸向 1号ポンプ吐出弁
M 22 河芸向 2号ポンプ
M 1.5 河芸向 2号ポンプ吐出弁
M 22 河芸向 3号ポンプ
M 1.5 河芸向 3号ポンプ吐出弁
M 110 津山室向 1号ポンプ
M 1.5 津山室向 1号ポンプ吐出弁
M 110 津山室向 2号ポンプ
M 1.5 津山室向 2号ポンプ吐出弁
M 110 津山室向 3号ポンプ
M 1.5 津山室向 3号ポンプ吐出弁

凡 例

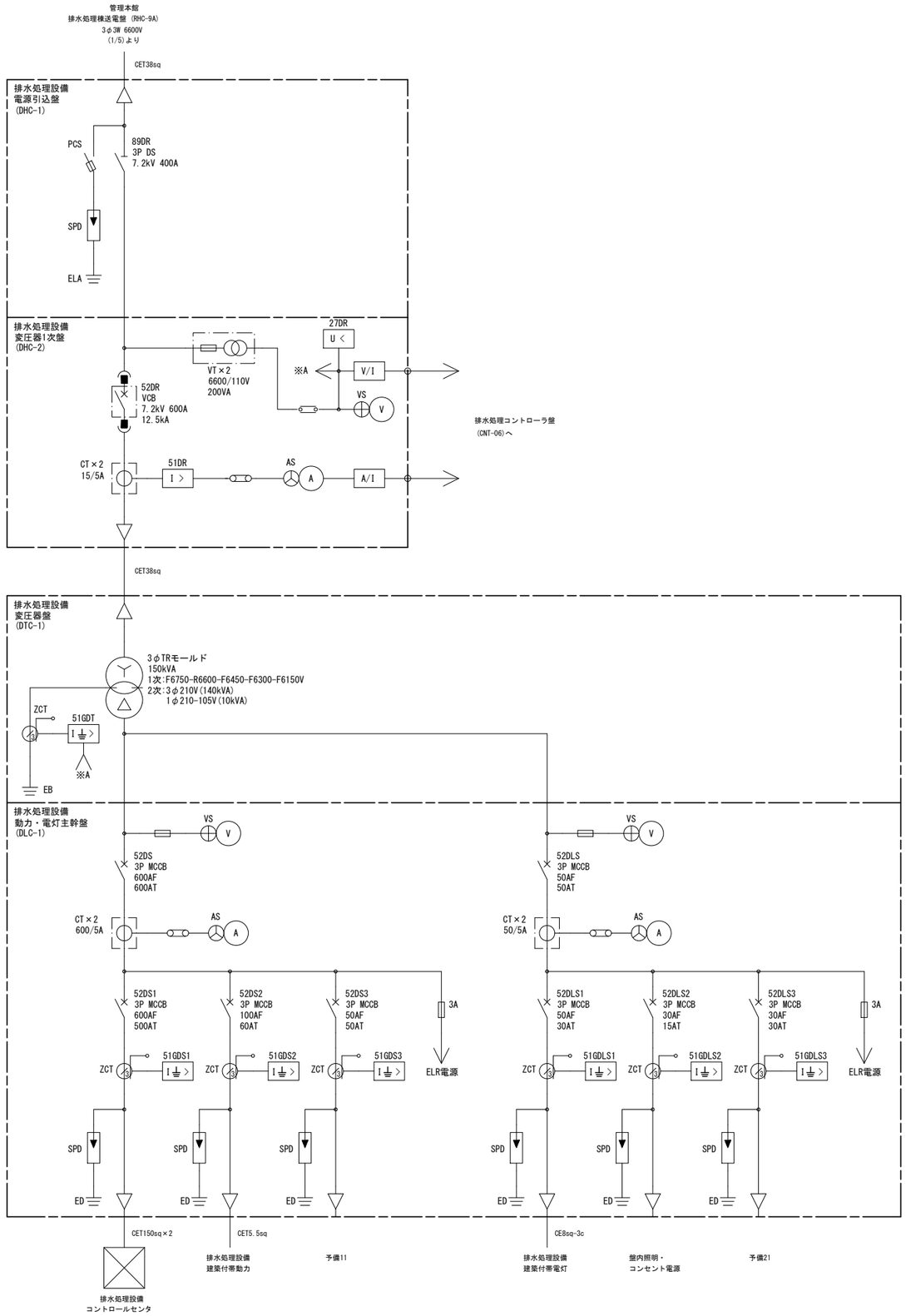
記 号	名 称	記 号	名 称
DS	断路器	/	変換器
VCB	高圧交流真空遮断器	E	アース
PF	限流ヒューズ	I>	過電流継電器
F	低圧ヒューズ	I+>	地絡過電流継電器
VT	計器用変圧器	U<	不足電圧継電器
CT	変流器	A	電流計
ZCT	零相変流器	V	電圧計
MCCB	配線用遮断器	AS	電流計切換スイッチ
MC	電磁接触器	VS	電圧計切換スイッチ
SC	進相コンデンサ	2E	2要素継電器
3φTR	三相変圧器	CC	カレントコンバータ
1φTR	単相変圧器		
THR	熱動継電器		
SR	直列リアクトル		

工事名	高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業（PPA）
図面名	大里浄水場　単線結線図２
作成年月日	令和8年10月
縮尺	NONE
図面番号	2－5
会社名	
事業者名	三重県企業庁中勢水道事務所

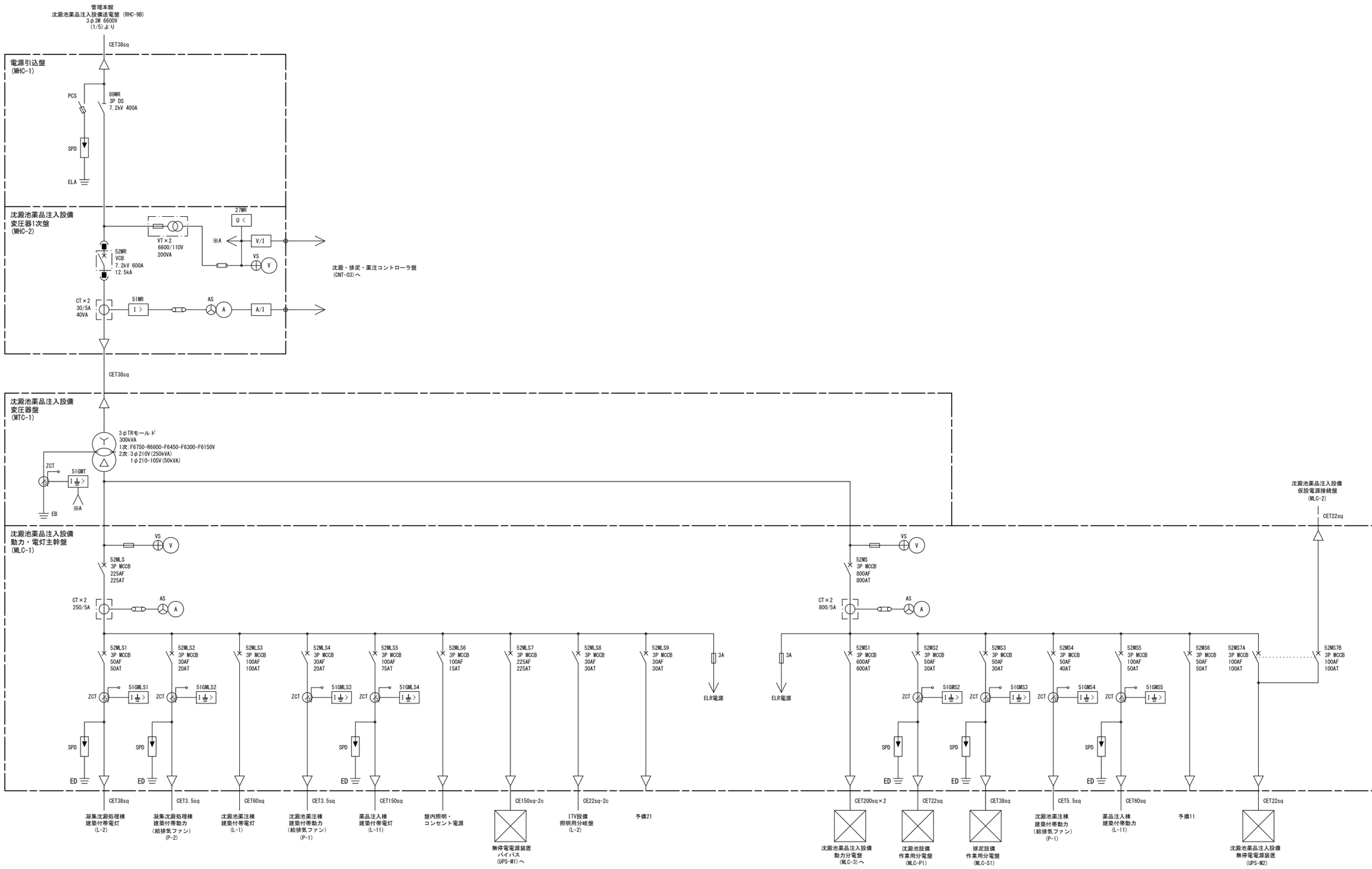




工事名	高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業（PPA）		
図面名	大里浄水場　単線結線図３		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	NONE	図面番号	2－6
会社名			
事業者名	三重県企業庁　中勢水道事務所		



工事名	高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業（PPA）		
図面名	大里浄水場　単線結線図４		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	NONE	図面番号	2－7
会社名			
事業者名	三重県企業庁　中勢水道事務所		



工事名	高野浄水場ほか太陽光発電設備導入事業（PPA）		
図面名	大里浄水場　単線結線図５		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	NONE	図面番号	2－8
会社名			
事業者名	三重県企業庁　中勢水道事務所		